平成25年第1回

おいらせ町議会定例会

予算特別委員会 記録第1号

おいらせ町議会 平成25年予算特別委員会記録

	おいらせ町議会	平成 2	5年予算	特別委員会記録第1号		
招集年月日	平成25年3月14	: 日 (木)				
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場					
開 会	平成25年3月14	日 午前	10時0	1分 委員長宣告		
延 会	平成25年3月14	: 日 午後	5時5	1分 委員長宣告		
	氏	名		氏	名	
出席委員	高 坂 隆	雄		田中正	<u> </u>	
	平野	彦		楢 山	忠	
	日野口 利	1 子		川口引	治	
	袴 田 信	男		沼端	務	
	吉村(銀			澤頭好	- 孝	
	立花園			柏崎利		
	西館秀	·		松 林 義		
	馬場正	治 ———		佐々木 光	雄	
欠席委員						
	職名	氏	名	職名	氏	名
	町 長	成 田	<u>隆</u>	副 町 長	西館	芳 信
	分庁サービス課長	日ヶ久保		総務課長	松林	由範
	環境保健課長	小 向	道彦	企画課長	田中	富栄
	介護福祉課長 農林水産課長	澤 上 松 林	泰之	財 政 課 長 税 務 課 長	橋本松林	光 弘
会議事件説明	商工観光課長	小 向		町 民 課 長	柏崎	
のため出席	教育長	 袴 田	<u>一</u> 土 健 志	教育委員会委員長	加藤	正志
した者の	地域整備課長	中 村	惠一	学務課長	堤	克人
職氏名	会計管理者	川 村	淳 一	生涯学習課長	柏崎	尚 生
	選挙管理委員会委員長	磯 沼	寛 二	選挙管理委員会事務局長	松林	由範
	スポーツ振興課長	北 向	勝	監査委員事務局長	袴 田	光雄
	監 査 委 員	名古屋	誠一	農業委員会会長	中川原	卓 雄
	農業委員会事務局長	松林	泰之	病院事務長	山崎	悠 治
	総務課防災安全推進室長	中野	重 男			
職務のため 出席した者の 職氏名	事 務 局 長	袴 田	光雄	事務局次長	小 向	正志
	臨 時 職 員	坂井田	五月			

	1. 議案第27号 平成25年度おいらせ町一般会計予算について
	2. 議案第28号 平成25年度おいらせ町国民健康保険特別会計予算について
	3. 議案第29号 平成25年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計について
	4. 議案第30号 平成25年度おいらせ町公共下水道事業特別会計予算について
	5. 議案第31号 平成25年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計予算について
	6. 議案第32号 平成25年度おいらせ町介護保険特別会計予算について
	7. 議案第33号 平成25年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計予算について
	8. 議案第34号 平成25年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計予算について
	9. 議案第35号 平成25年度おいらせ町病院事業会計予算について
	·····以下余白·····
事件題目	

発 言 者	発言者の要旨			
事務局長	おはようございます。			
(袴田光雄君)	修礼を行いますので、ご起立願います。			
	礼。ご着席ください。			
柏﨑委員長	おはようございます。			
	委員長として、一言ご挨拶を申し述べます。			
	このたび予算特別委員長を仰せつかりました柏﨑でございます。			
	ご案内のように、予算特別委員会は、町の1年間の執行予算を審査する大変重			
	要な委員会でございます。			
	議事進行につきましては、委員各位の特段のご協力をよろしくお願い申し上げ			
	まして、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。			
柏﨑委員長	ただいまの出席委員数は16人です。			
	定足数に達しておりますので、直ちに予算特別委員会を開会いたします。			
	(開会時刻 午前10時01分)			
柏﨑委員長	これより議事に入ります。			
	当委員会に付託されました議案第27号から第35号までの9議案のうち、議			
	案第27号、平成25年度おいらせ町一般会計予算についてを議題といたしま			
	す。			
	当局の説明を求めます。			
	財政課長。			
財政課長	おはようございます。			
(橋本 章君)	それでは、議案第27号についてご説明を申し上げます。			
	初めに、議案書の133ページをお開き願いたいと思います。			
	本案は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ97億3,970万円と定			
	めるもので、歳入歳出予算の款項区分ごとの金額につきましては、次ページから			
	の第1表、歳入歳出予算のとおりとなってあります。			
	141ページにまいりまして、第2表、地方債は、起債の限度額を6億9,3			
	20万円、利率を3.5%以内とするものであります。			
	それでは、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げますので、予算に関す			
	る説明書の1ページをお開き願いたいと思います。			
	歳入歳出予算の総額は97億3,970万円で、前年度と比較しますと4.4%			

4億790万円の増額となっております。

歳入についてご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

5ページまでにわたりますが、1款、町税の予算額は22億4,574万3,000円で、前年度に比較し1.5%、3,297万6,000円の増額となり、法人町民税、町たばこ税の増額を見込み計上いたしたものであります。

6ページにまいりまして、2款、地方譲与税の予算額は1億2,700万1,000円で、前年度に比較し8.6%、1,200万円の減額となりました。

8ページ、6款、地方消費税交付金の予算額は2億600万円で、前年度に比較し1.5%、300万円の増額を見込み計上したものであります。

9ページにまいりまして、10款、地方交付税の予算額は34億8,000万円で、前年度に比較し0.9%、3,000万円の増額を見込み計上したものであります。

10ページ、12款、分担金及び負担金の予算額は2億34万6,000円で、前年度に比較し1.6%、322万6,000円の増額を見込み計上したものであります。

13ページから15ページにわたります14款、国庫支出金の予算額は8億3,652万7,000円で、前年度に比較し3.2%の減、2,740万3,000円の減額を見込み、歳出との関連において計上したものであります。

16ページから20ページにわたります15款、県支出金の予算額は10億6,390万6,000円で、前年度に比較し20.6%の増、1億8,176万6,000円の増額を見込み計上したものであります。その要因といたしましては、県核燃料物質等取扱税交付金、地域環境保全対策費補助金、深沢保育園整備費補助金の交付であります。

23ページにまいりまして、18款、繰入金の予算額は5億8,651万3,000円で、前年度に比較し84.8%、2億6,916万5,000円の増額を見込み計上いたしました。主なものといたしましては、財政調整基金のほか、復興事業のために震災復興関連基金から繰り入れするものであります。

28ページにまいりまして、21款、町債の予算額は7億8,010万円で、 前年度に比較し8.9%、7,600万円の減額となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

3 1ページをお開き願います。

なお、各款に計上してあります給料、職員手当等共済費につきましては、特別 職及び一般職にかかわるものでありますので、説明は省略させていただきます。

1款、議会費の予算額は1億569万1,000円で、前年度に比較し0.4%、

40万1,000円の増額となっています。主なものは議員報酬、議員共済会負担金であります。

32ページ、2款、総務費の予算額は15億4,998万5,000円で、前年度に比較し10.7%、1億4,969万2,000円の増額となっています。 1項1目、一般管理費は、36ページにわたりますが、新たに庁舎整備基本計画策定等業務委託料を計上したほか、本庁舎及び分庁舎の管理業務委託料、バス借上料が主なものであります。

37ページにまいりまして、4目、財産管理費は、38ページにわたりますが、 新たに分庁舎耐震補強改修工事費を計上したほか、公有財産に係る火災保険料、 公共施設整備基金積立金が主なものであります。

40ページにまいりまして、7目、交通安全対策費は、新たに町交通安全協会 詰所の改修工事費を計上いたしました。

41ページ、2項1目、企画総務費は、43ページにわたりますが、行政推進 委員報酬、町民バス運行業務委託料が主なものであります。

4.4ページ、2.目、町活性化対策費は、新たにおいらせ音頭普及促進業務委託料を計上したほか、街路灯の維持管理に要する光熱水費、ハートピア助成金、住宅用太陽光発電システム設置費補助金が主なものであります。

45ページ、3目、情報政策費は、町の電算業務に係る機器保守委託料、機器 借上料が主なものであります。

46ページ、4目、洋光台団地分譲促進費は、洋光台会計元金補給金、公共用地取得事業特別会計繰出金が主なものであります。

47ページ、3項、徴税費は、49ページにわたりますが、町税の賦課徴収事務に要する経費であります。

51ページにまいりまして、5項、選挙費は、53ページにわたりますが、当 該年度に行われますそれぞれの選挙に要する経費であります。

56ページにまいりまして、3款、民生費の予算額は30億2,192万3,000円で、前年度に比較し7.5%、2億1,004万円の増額となっています。1項1目、社会福祉総務費は、58ページにわたりますが、上北地方教育福祉事務組合民生費負担金、町民生児童委員協議会補助金、町社会福祉協議会補助金、国民健康保険特別会計への繰出金が主なものであります。2目、障害者福祉費は、60ページにわたりますが、障害者給付費等、障害者福祉サービス利用に伴う扶助費が主なものであります。3目、高齢者福祉費は、62ページにわたりますが、おいらせ広域シルバー人材センター負担金、後期高齢者医療療養給付費負担金、老人ホーム入所措置費、介護保険特別会計並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金が主なものであります。

63ページ、6目、福祉施設管理運営費は、老人福祉センター、地域福祉センター、福祉プラザのそれぞれの管理運営経費が主なものです。

64ページ、2項1目、児童福祉総務費は、65ページにわたりますが、新た に深沢保育園整備費補助金を計上したほか、子育てを支援するための各種事業委 託料や乳幼児医療給付費、子ども医療助成費が主なものであります。

66ページにまいりまして、2目、児童福祉費は、保育所運営費、児童手当であり、3目、母子父子福祉費は、ひとり親家庭等医療費給付費が主なものであります。4目、児童館費は、67ページにわたりますが、町内の児童センター及び児童館の管理運営経費であります。

69ページにまいりまして、4款、衛生費の予算額は5億5,359万9,0 00円で、前年度に比較し4.5%、2,381万8,000円の増額となっています。

70ページ、1項2目、予防費は、乳幼児等予防接種委託料、高齢者インフル エンザ予防接種委託料が主なものであります。

71ページ、3目、環境衛生費は、73ページにわたりますが、新たに十和田地域広域菜園の使用料補助金を計上したほか、十和田地域広域事務組合火葬場費負担金が主なものであります。5目、母子保健対策費は、74ページにわたりますが、妊婦乳児健康診査委託料が主なものであり、6目、成人保健対策費は、75ページにわたりますが、健康診査委託料が主なものです。

76ページ、2項1目、清掃総務費は、新たに最終処分場閉鎖工事測量設計委託料を計上したほか、十和田地域広域事務組合などへの負担金、浄化槽設置整備費補助金が主なものであります。

77ページ、3項、上水道費は、八戸圏域水道企業団負担金であり、4項、病 院費はおいらせ病院の運営費負担金であります。

78ページ、5款労働費の予算額は8,868万9,000円で、前年度に比較し10.1%、1,000万2,000円の減額となっています。1項4目、雇用対策費は、緊急雇用創出事業に伴う3事業の委託経費のほか、緊急雇用奨励金であります。

79ページにまいりまして、6款、農林水産業費の予算額は1億8,035万7,000円で、前年度に比較し16.1%、3,460万円の減額となっています。1項1目、農業委員会費は、81ページにわたりますが、農地制度実施円滑化事業に要する経費が主なものであり、2目、農業総務費は使用済プラスチック回収促進対策事業費、戸別所得補償制度推進事業費、カメムシ防除対策事業費に対する補助金が主なものであります。

83ページにまいりまして、5目、農地費は、84ページにわたりますが、新

たに西下谷地地区農道整備工事費、県営奥入瀬川地区ため池等整備事業費負担金を計上したほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金が主なものであります。

87ページにまいりまして、7款、商工費の予算額は9,736万7,000 円で、前年度に比較し2.3%、232万6,000円の減額となっています。

88ページ、1項2目商工業振興費は、商工会プレミアム共通商品券発行補助金、町商工会補助金が主なものであり、89ページ、3目、観光費は、町観光協会補助金が主なものであります。

90ページ、4目、観光施設費は、新たにジョイハウス屋根外壁等舗装工事費、白鳥飛来地駐車場湿地帯盛土工事費を計上いたしました。

91ページ、8款、土木費の予算額は12億757万8,000円で、前年度 に比較し8.6%、9,589万3,000円の増額となっています。

93ページ、2項1目、道路橋梁維持費は、町道維持補修工事費など、町道の維持管理に要する経費であります。2目、道路橋梁新設改良費は、94ページにわたりますが、新たに明神川沼端3号橋拡幅に伴う工事費負担金を計上したほか、生活関連道路の整備に要する経費であり、3目、除雪対策費は、町道等の除雪経費であります。

96ページ、3項2目、公園管理費は、町が管理します公園の維持管理経費であり、3目、公共下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金であります。

97ページ、4項1目、住宅管理費は、被災者住宅再建支援事業費補助金のほか、町営住宅の維持管理に要する経費であります。

98ページ、9款、消防費の予算額は6億763万8,000円で、前年度に 比較し25.9%、1億2,487万7,000円の増額となっています。1項 1目、非常備消防費は、99ページにわたりますが、町消防団員に係る報酬、物 件費のほか、八戸地域広域市町村圏事務組合への負担金が主なものであります。

100ページ、2目、消防施設費は、消火栓設置及び屯所等修繕工事費のほか、 下田第7分団消防ポンプ自動車更新に係る経費が主なものであります。3目、災 害対策費は、102ページにわたりますが、おいらせ町震災復興計画に基づき実 施します事業に要する経費であり、新たに津波避難タワー建設や百石道路避難階 段等設置工事に係る経費等を計上したほか、継続します生活・経済活動復興支援 助成金が主なものであります。

103ページ、10款、教育費の予算額は9億5,314万4,000円で、前年度に比較し19.0%、2億2,342万4,000円の減額となっています。1項2目、事務局費は、106ページにわたりますが、幼稚園就園奨励費補助金、要保護及び準要保護児童生徒援助費が主なものであります。

107ページ、2項、小学校費は、108ページにわたりますが、1目、学校

管理費、2目、教育振興費とも、町内小学校の管理運営経費であります。2目、 学校建設費は、下田小学校の校舎改修工事費、木ノ下小学校の太陽光発電並びに 屋外環境整備工事費、甲洋小学校の改修工事設計委託料が主なものであります。

109ページ、3項、中学校費は、110ページにわたりますが、1目、学校管理費、2目、教育振興費とも、町内中学校の管理運営経費であります。

111ページ、3目、学校建設費は、下田中学校講堂整備によります旧講堂解体及び屋外環境整備に係る経費であります。4項1目、社会教育総務費は、113ページにわたりますが、放課後子ども教室の開設に伴います謝礼金、上北地方教育福祉事務組合教育費負担金が主なものです。

114ページから116ページにわたります、2目、公民館費、3目、みなくる館費、4目、図書館費、5目、大山将棋記念館費は、それぞれの施設の管理運営経費であります。

119ページにまいりまして、8目、阿光坊古墳群保存整備費は、古墳群の保存整備に係る経費であります。

122ページにまいりまして、5項2目、体育施設費は、町民交流センター及びいちょう公園体育館の管理運営経費であります。

123ページ、3目、学校給食運営費は、124ページにわたりますが、学校給食センターの管理運営費のほか、町学校給食運営協議会補助金が主なものであります。

126ページにまいりまして、12款、公債費の本年度の予算額は13億5, 369万2,000円で、前年度に比較し5.7%、7,353万2,000円 の増額となっています。

以上で説明を終わります。

柏﨑委員長

説明が終わりました。

質疑に入る前に、各委員に質疑のルールについてご説明をしておきたいと思います。

質疑のある委員は、自席の発言ボタンを押し、挙手をし、委員名を名乗り発言 をなさってください。

なお、質疑を受ける範囲にあっては、1委員1回の質問で複数件の質疑がある場合は、全て質疑を受けます。質問に回数の制限はございません。

何分、各委員の特段のご協力をお願い申し上げます。

これより質疑を行います。

質疑は、事項別明細書により行います。

第1表、歳入歳出予算のうち、歳入についての質疑を行います。

第1款、町税についての質疑を受けます。質疑ございませんか。ページは3ページから5ページでございます。

平野敏彦委員。

平野敏彦委員

それでは、3ページ、町税のほうの関係について質問させていただきます。

まず、3ページの、私、今年度の予算が7億8,800万円、個人分が計上されております。法人を含めまして9億4,002万1,000円となっておりますが、先般の平成24年度の補正後の予算現況を見ますと、9億6,617万9,000円となっております。この中で、町長の所信表明を見ますと、地方税の増収が見込めないというふうな文言で所信表明で町長が表明しておりますけれども、これからいきますと、増収になっているのではないかなというふうな、この予算積算の仕方が本当にいいのかなという疑問を持つわけであります。それがまず第1点。これはいいんだというふうなことであれば、答弁をいただきたい。

それから、この滞納繰越分、個人分の滞納繰越分、調定見込みが1億1,030万円の徴収率が10%とあります。1,100万円滞納繰越分で見ておりますけれども、補正で見ましても、その滞納繰越の徴収については大変苦労されているというのはわかりますけれども、少なくとも、この額以上の徴収は私は期待できるのではないかなと思っております。これらの10%を見込んだというふうな部分について、確実に見込んだのか、まだまだ伸びしろがあるよというふうなことなのか、あわせて4ページの固定資産の調定見込滞納繰越の1億8,000万円、これも10%見込んでおりますが、この1億8,000万円というふうな見込みの額というものを合わせますと2億9,000万円。本当に、本来収入となるべきものがなっていないという実態があるわけです。これについては、税務課のみならず職員全体の意識の高揚も必要ですし、町長の認識もいかにしてこの徴収率を上げるかというふうなことについて、町長からもお伺いをしたいと思います。

委員長、町税だけでしたか。

柏﨑委員長

そうです。

平野敏彦委員

じゃ以上です。

柏﨑委員長

税務課長。

税務課長

それではお答えします。

(松林光弘君)

3月補正後の金額から言いますと、固目に当初予算を見たつもりです。というのは、当初予算編成時期は12月末ということになっておりますので、それ以降、今月までの税収が伸びたことによって補正後は税額は伸びているというような補正をしております。

今後、税収が厳しいのではないかという質問ですが、そのとおり町民税の個人分については見ております。前年度比増額となっております。ただ、法人分につきましては、あくまで国税の法人税の申告に基づきまして12.3%の税率で徴収しております。申告制によるものですから、事業所の業績の上向きというのが最近出てきておりますので、法人分は多少伸びるというふうに算定しております。

それから、住民税及び固定資産税の滞納繰越分の件でありますが、固目に見て 10%ということで見ております。毎年、年度末の徴収率からいきますと15% 前後になります。これも、今後、私たち税務課職員の徴収の成果があらわれると すれば、前年度並みの15%ぐらいの徴収率となると思っております。

以上です。

柏﨑委員長

町長。

町長

お答えします。

(成田 隆君)

先ほど担当課長からもお話ありましたけれども、固目にということで、所信表明とちょっと違うのではないかというお話でしたけれども、国の経済が、今株価とかが値上がりしているあるいは為替が、円が値下がりしているということで、上向きつつあるでしょうけれども、果たしてこの地方にその効果が出てくるのはいつのことやらという思いもしておりますので、少し固目という積算はいたしかたないし、また、予定したのよりも減収になるよりは、やはり後々ふえてくれたほうが、運営についてもやりやすいのではないのかなという思いがしておりますし、また、滞納の件につきましては、県のほうで、町のほうで手余しているような滞納者は県内どこでもそうだろうということで、滞納整理機構でしたか、詳しい名前は定かではないんですけれども、そういうところに依頼しましたら、やはり徴収率も上がっているということですし、また、年2回ですか、課長方と税務課職員が夜間徴収にも出向いておりますので、そういう効果も出るのかなという思いもしております。

いずれにしても、予定したよりも減収になるというよりも、やはり少しでも上回るほうが、町とすれば、先ほども言いましたけれども、運営としてはやりやすいということで、固目な評価になったのかなと思っております。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

私は、今、約3億円の滞納の調定見込みがあるわけですけれども、この中で10%、両方合わせますと約3,000万円の収入を見込んでいる。今の税務課のスタッフからいって、これ以上、徴収に係る余裕がないのかなという見方もされるわけです。

これが、例えば今、平成24年度決算見込みでいきますと15%前後まで上げられるというふうな課長の、またさらにその補正を見ますと、そういうふうな数値が出ています。

私は、この部分について、町税のみならず保険税、いろんな形での滞納が多額 にあるわけです。そういうふうなことからいきますと、県の滞納整理組合も確か に委託をし、その事務処理をやることによって、実績は上がっていると思います けれども、そうすると、県の滞納整理組合の手数料がその分、たしか入るわけで す。

私は、この各会計を横断的な形での滞納整理の方法、それからスタッフ、そういうふうなものを設けても、実際に滞納の額からいきますと約5%の徴収を上げることによって、職員をふやしても私は何ら財政的な支障を来たさないのではないかというふうに見るわけですけれども、今の税務課のスタッフの中では限界に近いということであれば、ぜひ私はそういうふうな形で、各会計、国保も結構額が大きいものですから、そういうふうなのを見まして、それを全体的に滞納整理の徴収率を上げるというふうな考え方で、町長には人的な配慮もぜひ検討してほしいと思いますがいかがですか。

柏﨑委員長

町長。

町長

(成田 隆君)

大変ありがたい提案でありますけれども、調べてみなければわかりませんけれども、どういう身分の人がしからば適任者かなということになるんですけれども、やはり、役場の職員がその滞納整理専門ということになっても、なかなかもう顔見知りになって強く言えないというんですか。そういう遠慮がちになる部分あるいは専門的でないという能力的な部分もあるかと思います。現に、滞納整理機構に依頼した物件では、役場の職員が手余したものも、やはり「県から来た」というその一言だけで払わざるを得ないなという意識が変わったという方々もありますので、そう簡単に役場職員をふやしたからといっても、能力的な部分も

あるでしょうけれども、その辺も含めて、これから、例えば、役場を退職された 方あるいはそういう外部の方々で専門的な能力のある方々をもし臨時的に、ある いは期間限定とか、そういう方法もあるのか、いずれにしても、この年間約5, 000万円という不納欠損が出ているわけですから、そういう部分からいきます と、本当に先ほど委員おっしゃったような金額、例えば、年間数百万円で払って 1,000万円も回収してくれるのであれば、そういう効果が十分あろうかと思 いますけれども、少し時間をかけて考えていきたいと思います。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員、よろしいですか。平野委員。

平野敏彦委員

今、町長からなるほどなというふうな答弁をいただきました。私は、この広報 みやこの広報を見て、ああなるほどなというふうに感じたのがあるんですよ。と いうのは、この広報には、市の任期付職員を募集というふうなことで、災害関係 とか、それから、一定期間の行政の高度な専門的な対応をするためにそういうふ うな経験を有する人を期間内に限り従事するために任期付職員を採用している と。ああなるほどなと思ったんです。やはり、その職員に全てを委ねることなく、 やはり職員の活性化を図る意味でも、その道のプロなりそういうふうなものを期 間を定めて採用することによって、職員の活性化にもなるし、いろんな刺激が生 まれるなというふうな感じを持ったわけです。

ですから、こういうふうな自治体もありますので、この滞納整理についても、 期間を定めた職員を採用して、テスト的に対応してみるとか、いろんな事例があ りますので、ぜひこの辺については町長の今言っている不納欠損額、それを減ら す意味でも、私は取り組むべきじゃないかというふうなことで提案をしておきま す。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員、答弁を求めますか。(「いいです」の声あり) ほかにございませんか。

(委員席)

なしの声

柏﨑委員長

なしと認め、第1款についての質疑を終わります。

次に、第2款、地方譲与税から第11款、交通安全対策特別交付金までについての質疑を受けます。

6ページから9ページでございます。

質疑ございませんか。平野委員。

平野敏彦委員

それでは、9ページです。10款、地方交付税についてであります。対前年比0.9%の3,000万円というふうな形で、補正予算のときにも説明がありましたけれども、国の公務員の給与削減に伴って、地方のほうにも影響が出るのかなというふうな形で私は関心を持っておりましたら、そういうふうな、今の形で計上はしていないというふうな説明時にあったように思います。

私は、国の補正分が、先般989万9,000円補正されておりまして、トータル的に交付税総額が3億6,698万6,000円の現計画だったというふうに記憶をしております。その中で、後年度については34億8,000万円、そういうふうな計上になっておりまして、国の補正分を、例えば1,000万円を減らしても昨年より伸びているわけですが、これらについては、国の交付税減額措置が年度中にあるのかどうか、この辺についてお伺いします。

柏﨑委員長

財政課長。

財政課長

(橋本 章君)

お答え申し上げたいと思います。

平成25年度の予算編成に当たりましては、平野委員ご指摘のように3,000万円の増額ということで見込んでございますが、その内訳といたしましては、この3,000万円の増の内訳は、特別交付税の増額を見込んでございます。

といいますのは、これは対前年に比較しますと増額になりますが、実は、平成24年度予算編成時におきまして、災害関係に伴う返還が生じる可能性があるということで、平成23年度の予算に比較して特別交付税を少し額を下げて積算してございました。ですから、今回それを少し従来のような形に戻して大丈夫ではないかということで、特別交付税については、対前年度に比較しますと伸びてございます。

それと、普通交付税につきましては、確かに平野委員ご指摘のように、公務員の給与削減ということで影響が出ると聞いております。ただ、その影響額等も今のところしっかりとした積算が示されておりませんが、方法としては、国では、削減するものとして交付税を交付する見込みのようです。ですから、当然、そうなりますと、当町の普通交付税においても減額の要因が発生するわけですが、一方におきまして、地方債等における増額の要素も、当町独自の増額の要素もありますものですから、それらを考慮しまして、今回、普通交付税については前年度並みの額を計上させていただいておりました。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員、よろしいですか。平野委員。

平野敏彦委員

今の課長の説明ですと、平成24年度は特別交付税が当初予算で少なく計上してあったというふうな説明でいいでしょうかね。平成23年度に比較して、平成24年度は少なく計上したんだと。それを、今年度、平成25年度については前に戻したというふうな説明ですけれども、本来、この特別交付税は、自治体の特殊事情をそういうふうな災害、そういうふうなものにかかわる部分の交付が主になるわけですから、私は平成24年度、災害発生からいきますと、ちょうど3月ですから、予算がもう盛り込まれてあったというふうなことで理解はするわけですけれども、もっと、何と言いますか、いろんな意味での町のそういうふうな特殊事情を盛り込んだ形での交付税の増額の手法といいますか、これも、例えば、津軽のほうでは豪雪に対する特別交付税というものがあるわけで、やはり、そういうふうな自治体としての目配り、気配りをすることによって、この増額もできないものかなというような、私は気がするわけで、その辺、課長はどうでしょう。今まで基本どおりでいいんだというふうな思いでしょうか。いや、もっと各課横の連携をとって交付税をふやすための情報収集をしようというふうな思いがあるかどうか。そこを確認したいと思います。

柏﨑委員長

財政課長。

財政課長 (橋本 章君)

特別交付税の関係でございますが、実は、平成23年度において災害復興特別 交付税が交付されまして、それをいろんな事業に投資したわけですが、その結果 が、ややもすれば思うような事業執行が、思うようなではなくて、当初見込んだ ような事業執行がややされていない部分があったものですから、その結果を受け て、平成24年度、それを相殺することになっていまして、そういうことから、 平成24年度の特別交付税は例年より少し返済が生じるからという考えから、少 し低い積算をしました。

それに比較しての平成25年度の特別交付税については、それを除いていつも どおりのような積算をしているわけで、平成24年度に比較しますと増ですが、 平成23年度に比較しますと、そういう大きな動きはないような積算になってご ざいます。

いずれにいたしましても、平野委員ご指摘のように、特別交付税に算入される ようなものがあるとすれば、各課を通して情報収集に努めていきますし、漏れの ないような対応をこれからもしていきたいと考えてございます。 柏﨑委員長

平野委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(委員席)

なしの声

柏﨑委員長

なしと認め、第2款から第11款までについての質疑を打ち切ります。

次に、第12款、分担金及び負担金から第13款、使用料及び手数料までについての質疑を受けます。

10ページから13ページでございます。

質疑ございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

それでは、10ページの保健体育費負担金、分担金及び負担金の教育費負担金のところですが、小学校・中学校給食費の負担金が約3,800万円ほど負担金があります。これは、歳出とかかわりますけれども、先般、新聞を見たら、七戸と新郷でしたか、2町が給食費の無料というふうなものを新聞に掲載されてあります。

私は、町長の言う町政運営について、子供とかそういうふうな住んでみたくなるような町、そしてまた今、人口が横ばいもしくは減少傾向にあるときに、やはり一番肝心な子育でが安心してできるし、ここに来ればこういうふうな子供のための施策がありますよというふうなものが、対外的にPRできる一つの方法ではないかと思っております。

そういうふうな意味では、今、この当初予算、こういうふうな収入見ていますけれども、4,800万円で無償にしても、私はいろんな意味で、対外的なPR、そういうふうなものからいったら、町長の評価が上がるのではないかなというふうに感じるわけで、遅ればせながらでも、県内3番目の自治体として取り組む意欲があるかどうか、町長からお伺いしたいと思います。

柏﨑委員長

町長。

町長

お答えします。

(成田 隆君)

私も、就任当初からそういうことも夢を見て、公約にもなかったんですけれども、調査させました、実は。そうしたら、小・中で約2,500名の子供がいて、その方々を対象に無料にしたらどうかと積算したら、町の持ち出しが1億2,000万円ぐらいだったかな、そういう結果が出まして、余りにも負担が多いということで断念した経過があります。

給食の部分はそうですけれども、秋田のほうから転勤してきた方が私に話しか

けた中では、おいらせ町はすごいな、保育料は上限3万円あるいは医療費もことしから中学生の入院まで、秋田では考えられないような政策をして、おいらせ町は本当に子育てに優しい町だなという評価をしてくださっている方もおりますので、これ以上できればいいんですけれども、先ほど言いましたように1億数千万円という負担があるもので、これは1年であればそれは可能かもしれませんけれども、毎年これからということになりますと、なかなか難しい部分もあるのかなと。しかしながら、いずれかの機会で、負担が減る部分がもし出てくるというのは別のほうの会計ですね。負担とか、全体的な経費の節減等が生まれれば、そういうことも考えていけるのかなという期待をしておりまして、先ほども言いました、就任当初はそういう示唆もした経緯がありますので、ご了解いただきたいと思います。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

私は、この1億2,000万円というふうなのはどういうふうな算定の根拠かよくわかりませんけれども、この予算的に入ってくる収入というのは、小学校の給食費負担金が2,355万3,000円、中学校の給食費の負担金が1,517万6,000円、これはその子供たちが食べる分が負担をするわけですから、結局、1億2,000万円というのはどこから来て整合性があるのかなというふうな、私はちょっと理解に苦しむわけですよ。この額が無償化にすることによって収入から減るわけで、あとは先生方からは当たり前にとればいいし、子供だけは無償にすればいいんじゃないですか。私はそういうふうなことで、この部分でいっているわけですから、この1億2,000万円というのは、無償化にすれば何でこんなに額が出てくるのか、ここのところ、協議委員会ですか、算定したのは。そこをちょっと説明いただきたいと思います。

柏﨑委員長

答弁を求めます。学務課長。

学務課長 (堤 克人君)

今ここに計上されている金額につきましては、旧百石地区の給食センターにかかわる部分の負担金でございまして、旧下田地区につきましては、この町の一般会計を通らない形で、学校給食運営協議会という組織がありまして、そちらのほうを経由する形で経理されておりますものですから、そういうことで、ここにかかわる部分は旧百石地区の部分だけだということでご理解いただきたいと思います。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

課長が言っているのは、歳出のほうの学校給食運営費の額のほうを指して言っているのかなと私は思うんですけれども、この運営費は、実際に収入があろうがなかろうがかわりはないわけで、その子供たちが負担するのを、私は無償にしたらどうでしょうかというふうなことで提案しているわけですよ。

ですから、あくまでもこの4,872万9,000円ですか、この分が無償化によって減る額になるわけですから、これで、今町長が言ったように、何年も続けば大変だとか、そういうふうな意味なのか、次の公約で私はこれを無償化にしますよというふうなことの思いがあるのか。この辺を、今は年度中途だからというふうな思いもあるのか、この辺は本音をちゃんと聞きたいなというふうに思います。

柏﨑委員長

答弁を求めます。学務課長。

学務課長

(堤 克人君)

施設のほうにあります運営協議会負担金というのは、これは給食調理員にかかわる人件費の部分でございまして、実際には、下田学区の子供たちからも給食費はいただいておるわけでございまして、それが学校給食運営協議会のほうの会計に入って処理されるという形になっております。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員、よろしいですか。平野委員。

平野敏彦委員

小学校単独校でやっているところについては、収入はそうすると町の会計を通 さないというふうな形で理解をしてよろしいでしょうか。そうすると、単独校で やっているところの給食費の負担金というのは、幾らかかっているかわかります か。

柏﨑委員長

答弁を求めます。学務課長。

質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。11時5分まで。

(休憩 午前10時55分)

柏﨑委員長

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

(再開 午前11時05分)

柏﨑委員長

答弁を求めます。学務課長。

学務課長

(堤 克人君)

大変失礼いたしました。勘違いしておりまして、ちょっと資料を見つけられなくなりましたんですが、下田学区のほうが8,390万円ほどです。ただ、これにつきましては、平野委員おっしゃる教職員の分も含まれておりまして、これ、教職員の分は大体600万円ほど、旧百石地区のこの予算に計上しております教職員の分につきましては320何万円、センターの職員の分も入れますと390万円ほどになりまして、下田地区のほうと合わせまして、教職員、職員の分がおよそ1,000万円と見ましても、1億1,000万円ほどの給食費という額になるということでございます。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

わかりました。この1億2,000万円の差額が8,390万円。先生の分を 含めてあるんだというふうなことで。

私は、この運営の仕方について非常にこれでいいのかなというふうな、片方は 給食センター方式でやっているのについては、町の収入にして町の会計を通して 決算の報告もあるわけで、この8,930万円の給食費の負担金が町のほうの報 告には全然出てこない。歳出になれば、まだまだこれが額が膨らむわけですよ。

もし、この学校、単独校ですから、不祥事が発生しないとも限りません。私は、この監査の範疇でもどの辺まで及んでいるかよく理解できませんけれども、私は、少なくとも町の公にする議会、そういうふうな部分にも報告があってしかるべきだし、収入は町の収入とする。施設も町を通して、献立の材料、いろんなものが明確に示されるような事務処理をすべきだと私は思うわけです。今までの方法がベターでなくて、やはり正すべきは正す、改善すべきは改善すべき、私はこれで行ったら不合理な部分がいっぱい生まれてくると思いますよ。この辺どうでしょう。将来的にこれから給食センターの新築等も絡んできますから、改善すべきは改善するように方向づけをぜひ示していただきたいと思います。

柏﨑委員長

学務課長。

学務課長

(堤 克人君)

委員おっしゃるとおり、1町の中で2方式というのは決していい形ではないということは、私もそう思います。

ということで、今、町では、新たな給食センター建設に向けて検討していると ころですが、それに向けて、経理の方も一本化していかなければならないという ふうに認識しております。 以上です。

柏﨑委員長

平野委員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(委員席)

なしの声

柏﨑委員長

なしと認め、第12款から第13款までについての質疑を終わります。

次に、第14款、国庫支出金から第15款、県支出金までについての質疑を行います。

13ページから20ページまででございます。

質疑ございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

14ページの国庫支出金のところで、ちょっと内容的な確認をさせていただきたいと思います。

総務費国庫補助金の1節の市町村合併推進体制整備費補助金1,890万9,000円あります。これは内容的にはどういうふうな、資金充当先がどういうふうな形で充当されていくのか。あわせて、この地域住宅交付金736万5,000円、これについてもどういうふうな事業に充当されるのか説明をいただければと思います。

それから、17ページのほうにありますけれども、電源立地地域対策交付金が 1億4,000万円入っておりますが、これらのどの事業に充当されているのか、 まるっきり一般財源だけで処理しているのか。この部分について説明をいただき たいと。それから、同じく17ページの放課後児童の健全育成事業費補助金1,500万円入っていますが、これについては、今学校でやっているところ、それ から、課で施設でやっているところがありますけれども、少子化になっていく中で、子供が減っているわけで、特に甲洋学区にあっては、1年生が30人を切ったような話は聞いたんですけれども、この対策事業補助金そのものが少子化になってもその運営を続けていくのかどうか、この見通しについても説明いただきた いと思います。

以上です。

柏﨑委員長

企画課長。

企画課長

平野委員にお答えをします。

(田中富栄君)

14ページの市町村合併推進体制整備費補助金、国庫補助金ですけれども、こ

れは、合併する市町村に補助金が出まして、町にはトータルで3億円の額が来て おります。そのうちの平成27年度まで使える補助金でありまして、今年度はそ のうちの1,890万9,000円を補助申請をして充当するということです。

その補助金の充当先ですけれども、町名整理事業、それから総合型G I S 事業の図面等の関係です。それから家屋全棟調査事業、それから調査整備基本計画等策定事業という、この4つの事業にこの補助金を充当する予定でおります。

それから、17ページの電源立地対策交付金の1億4,000万円の充当事業でありますけれども、これについては、検診委託事業、各種検診の事業費に1,200万円ほど、それから学校施設運営事業ということで、学校の光熱費、電気・水道・下水道代ということで約1,400万円、社会教育施設運営事業ということで、社会教育施設の運営費で、これも電気・水道・下水道の部分ということで500万円、児童館施設運営事業で、これについては児童厚生員の人件費に充当しておりまして900万円、それから、観光施設維持運営事業ということで、観光施設の業務委託等ということで3,900万円、それから、おいらせ病院運営事業ということで、看護師の人件費に6,100万円ほど充当することで予定をしております。

以上です。

柏﨑委員長

町民課長。

町民課長 (柏崎正光君)

それでは、放課後児童クラブにつきまして説明いたしたいと思います。

まず、放課後児童クラブは、保護者が日中家庭にいない小学校低学年の児童を 対象に遊びや**地域**活動を主とする健全育成活動などを提供しております。

木ノ下小学校区の場合は北部児童センター、あと木ノ下児童館、あと木内々小学校区につきましては南部児童センター、向山児童館、百石小学校区につきましてはあゆみ児童クラブ、下田小学校区につきましては下田小学校区太陽児童クラブで運営しておりまして、甲洋小学校区につきましては、教育委員会のほうで運営しております。

なお、この事業につきましては、国・県の3分の2の補助を受けて実施しておりますので、今後も継続して実施していきたいと思っております。 以上です。

柏﨑委員長

地域整備課長。

地域整備課長

それでは、14ページの地域住宅交付金の充当先でございますけれども、これ

(中村惠一君)

は、過去に建設しました返済分に充ててございます。

以上でございます。

柏﨑委員長

平野委員、よろしいですか。平野委員。

平野敏彦委員

国庫支出金というタイトルで補助をもらっているわけで、いろんな意味で一般 財源的な形で活用できるのには一つ勉強させられました。

それで、そういうふうなのであれば、今、企画課長が言った町名整理とか、さまざまな税に関するところの充当が主だなというふうな感じをしていますけれども、もっといろんな意味で有効に幅があって使えるというふうなのであれば、私はいろんな意味でこれは期待ができるなというふうな思いでおります。

平成27年度まで活用できるんだというような答弁ですから、そういうふうな 意味では、もうちょっと違った充当の仕方をして、この行政効果を高める方法も これから検討して提案してまいりますので、ぜひその辺よろしくお願いをしたい と思います。

終わります。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

楢山委員。

楢山 忠委員

ちょっとお聞きしたいんですけれども、17ページの2項の県補助金の中の2目の民生費県補助金の中で、3の区分のところに老人クラブ補助金というふうなことで111万4,000円というふうなことであるんですけれども、これはクラブ員の人数で来るものか、それとも単位のクラブの数でこの補助金が来ているものなのか、その内容をもしできたら教えていただきたいなと思います。

柏﨑委員長

介護福祉課長。

介護福祉課長

それでは、楢山委員にお答え申し上げます。

(澤上 訓君)

老人クラブの補助金ですけれども、これは連合会に対して50万2,000円、各単位クラブに対しては61万1,952円というふうに、この計算については基本金額に人数割というふうなことを聞いております。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

(委員席)

なしの声

柏﨑委員長

なしと認め、第14款から第15款までについての質疑を終わります。

次に、第16款、財産収入から第21款、町債までについての質疑を受けます。 20ページから29ページでございます。

質疑ございませんか。

(委員席)

なしの声

柏﨑委員長

なしと認め、第16款から第21款までについての質疑を終わります。 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を受けます。

第1款、議会費から第2款、総務費までについての質疑を受けます。

31ページから56ページでございます。

質疑ございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

34ページの報償費の記念品等47万1,000円とありますが、これには、 先般、多分、町表彰と文化に関する表彰の記念品等ではないかなということで、 違いますか。そうですか。これであれば、この件について質問したいと思います。

まず一つは、新聞にも載っていましたけれども、64個人、1団体を表彰と出ていまして、おいらせ町と町教委がその功績を称えて表彰したというふうなことで載っています。私もこれについては出席をしましたけれども、受賞者の出席者が非常に少ない。町が表彰するのに、本当にこの出席者でいいのかなというふうな疑問を持ったわけです。私が出席者の名簿チェックをしたところ、20人にも満たないような出席だけですよ。これが町のトップが出席をして表彰する行事の持ち方なのかなと。本当に形式的にやればいいというふうな解釈なのか、私は町長の思いというのが、本当に職員はくんでいるのかなというふうな気がするわけです。少なくとも特別功労表彰、それからは出ていますけれども、功労表彰、善行表彰、本当に何人かだけしか出ていない。やはり、町長がせっかく時間を割いて出ているのに対して、これでいいんだというふうな思いで業務を進めるということについては、私は本当に情けないなというふうな感じをしたわけです。幾ら町長がそういうふうな意味で思いを持っても、町民に伝わらない。そういうふうに感じました。

ですから、事前に出席者の確認をしているのかどうか、これについて、ここのところについてはまず1点お聞かせをいただきたいと思います。

それから、35ページの委託料ですけれども、この独自研修委託料111万7,000円あります。これは、内容がどういうふうな形で今年度実施をするのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、38ページですが、積立金1億7, 053万4, 000円、公共施設整備基金積立金1億7, 000万円、この意図するものは何でしょう。積立金を1億7, 000万円も当初予算に計上したというふうなことについて、ぜひ説明をいただきたいと。

あわせて、財政調整基金の、次の40ページですが、この482万円の財調積 立金、これについても当初予算で計上しているというふうな意味、これを説明い ただきたいと思います。

それから、この次の41ページですが、報酬のところに行政推進員報酬が58人分あります。これについては、私も一般質問で質問してありまして、今度は委嘱の方法をどういうふうな形で捉えていくのか、変えるのか。町政推進の5本の柱の1つ目に、町民参画の機会を全ての部分で与えるというふうな町長の施政方針の中にあります。

私は、そういうふうな意味からいきますと、いろんな町民に機会を与え、そしてまた行政との一体化を図るというふうな手法からいきますと、ぜひこれは検討すべきだというふうなことで説明をいただきたいと思います。

それから、42ページですが、この中で委託料で町民バス運行業務委託料があります。2,300万円。これについては、多分契約になっていると思いますが、どういうふうな形で契約しているか。例えば、距離数なのか、内容について説明をいただきたいと思います。

それから、44ページのところですけれども、委託料のおいらせ音頭の普及促進業務委託料が65万円あります。踊りのほうについては、いろんな機会で私も目にすることができました。そしてまた、今、振り付け等については普及を図っているというふうなことで理解をしておりますが、歌い手が決まったかどうか。その辺について答弁をいただきたいと思います。

それから、45ページの情報政策費ですが、職員のパソコン等の機器保守委託料、それから借上料、合わせて7,000万円あります。これらについては、購入した時点でも何カ年かこういうふうな形で保守委託料がかかります。機械というのは複数契約なのか、本当にこの額で、この台数、そういうふうなもので、他の自治体と比較したときに、どのぐらいの高いのか低いのか平均的なのか、この辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、51ページになりますけれども、戸籍のシステム改修委託料と、それからここでも機器の保守委託料、借上料、これについても他の自治体と比較検討したのか、ぜひお知らせをいただきたいというふうに思います。

戸籍、住民については、あわせて住基カードですか、収入のほうにも幾らか盛ってありますけれども、その住基カードが1年間どのぐらい発行されているの

か、効果が本当に出ているのか、収入を見れば幾らも収入が見られていません。 先ほど収入のほうで聞こうと思ったら飛ばしましたので、そこのところもあわせ て答弁いただければと思います。

終わります。

柏﨑委員長

総務課長。

総務課長

平野委員にお答えをいたします。

(松林由範君)

まず、町表彰の際の出席者の件でございますが、ご指摘いただいておりますように、確かに出席者は表彰されている方の割には少ないというふうに考えております。

これは、3月1日の町制施行記念日に実施するということで、平日の開催ということで、日中ということもありまして、勤務の方々は当然休んでまで出るというのはなかなか少ないのかなというふうには思っております。

出席者の確認ということですが、これについては、本人に通知をして、はがきで出欠の確認をするということで確認をして実施しているところでございます。できるだけ多くの方に参加していただきたいというのは全く同じ思いでございますが、そうなりますと、例えば、出席できる休みの日とか、そういう部分も検討していかなければならないのかなというふうには考えていますが、そうなりますと、今度はまた経費負担もそれなりにふえるということもございますので、その辺は、今後、検討してまいりたいと思います。

それから、独自研修の委託でございますが、これにつきましては、まず例年実施しておりますのが、外部から講師を招きまして、全職員を対象として、例えば、接遇、挨拶等の仕方についての研修あるいは法令順守、いわゆるコンプライアンスについての研修、その時々に町として必要だと思われるテーマについて講師を選定して実施している研修がまずございます。

そのほかに、新年度、平成25年度につきましては、目標管理制度を導入して、 事務事業等の目標の設定をして、その達成状況等確認しながら、さらにまた新たな目標設定をしていくと、そういうことを予定しておりますので、その目標管理 の専門家というか、講師をお招きして目標設定の仕方等について検証をしたいと いうことで考えております。

以上です。

柏﨑委員長

財政課長。

財政課長

平野委員のご質問にお答え申し上げます。

(橋本 章君)

まず、38ページの公共施設整備基金積立金についてのご質問でございますが、実は、ご承知のように、平成24年度から、将来的な公共施設の改修あるいは新築等に向けて1億円を積み立てするということで条例を制定しまして、1億円積み立てしてございます。

そうしましたところ、県のほうから新たに県核燃料物質取扱税交付金、これが 7,000万円強になるわけですが、交付されるということになりまして、その 使途を検討しましたところ、将来的に、例えば、平成25年度の予算にも計上し てございますが、将来的な小中学校の施設の改修等に充てていくということから、この基金にその交付金も積み立てし活用したいと考えておりまして、平成25年度はそれを含んだ1億7,000万円ほどの基金積み立てとなってございます。

なお、先ほども申し上げましたように、その活用に当たりましては、平成25 年度は下田小学校を想定してございます。

次に、40ページの財政調整基金積立金482万円についてのご質問でございますが、これは例年行っておりまして、債権の配当金等積み立てしてございますが、内容としましては、主には下田タウンからの配当金をここに積み立てしてございます。

以上です。

柏﨑委員長

企画課長。

企画課長

(田中富栄君)

それでは、お答えをしたいと思います。

41ページの行政推進委員のお話ですけれども、前にも平野委員のほうから、自治推進委員会で自治基本条例に基づいて検証した結果、議員が町内会長等やることはというようなことが出されて、それが一般質問で出されて、そのときの町長の答弁は、そのことを行政推進委員の方に伝えていくということで、昨年の12月に行いました行政推進会議のほうで、町長はその席上でそういうお話もあっていますよということでお話をしております。それを受けて、今後、町内会の皆様が、委員の方々が町内会の皆さんがどのように考えていくのかなというようなことになろうかと思っておりますし、今改めて、だからといって委嘱の方法は変えるのかということですけれども、規則においては町内会から推薦された者を町長が委嘱するということですので、そこはそういう形で上がってきた方をというような考えは今のところ変わってきませんけれども、町内会においてその部分をどのように判断をして、今後推進員として上げてくるのかは、そこの町内会の判

断に委ねることになるのかなと思っております。

続きまして、42ページの町民バスの委託料の件ですけれども、交通弱者ということで、現在、4路線の町民バスを運行しております。それに係る経費については、十和田観光電鉄に委託しておりますので、そちらからの見積もりを見て一日の運行経費 9 万4 , 500 円ということで、それの300 というような、1 年間分を見て支出をしておりますけれども、ただ、係る経費は約3 , 500 万円弱なんですけれども、運賃収入が1 , 000 万円ぐらいありますし、それから、イオンからの負担金が330 万円ほどありますので、実質町の負担として出ているのがここの2 , 300 万円というふうな形になります。

それから、44ページのおいらせ音頭の件ですけれども、おいらせ音頭については、昨年度、歌、それから踊りができて、百石・下田まつりで披露をしてきました。その際にもお話ししていましたけれども、今回、踊りを早く町民に披露したいということもあって、歌手については暫定な歌手ということで、小西礼子さんに歌っていただいております。

政策委員会のほうでは、あくまでも手づくりでというふうなことでこだわって おりまして、今後、新年度においては手づくりで地元の方というふうなことで、 地元の方においらせ音頭を歌っていただいて、その中からチャンピオンを決め て、その方に歌っていただこうと。

ただ、これを単年度で1回で決めるのではなくて、おいらせ音頭歌謡大会なるものを連続していくことによってまちづくりにもつながっていくだろうし、大いに普及していくことにもつながるのではないかなということで、今考えていますのは、毎年そのおいらせ音頭歌謡大会なるものをやっていきながら、そこでチャンピオンになった方にはその翌年度なり、その当該年度で下田・百石まつり等で本人に歌ってもらって、流し踊りをやれば、だんだんおいらせ音頭を活用しての町おこしにも少しはつながっていくのかなということで考えております。

それから、45ページの情報機器の関係で、他の自治体との価格の比較をしたことがあるのかなということでありますけれども、厳密に比較したことはありません。ただ、機器の借上料等については、長期継続契約ということで、5年間というふうなことで結んでおりますので、一度借り上げをすると、やはり5年間は固定をしていくということになりますので、その機器を借り上げをするということです。

それから、保守についても、やはり、システムを導入していた業者さんが業務 に精通してありますので、システム変更機器の対応等に優れている、精通してい るということから、またこの方との随意契約をしているのが現状です。

以上です。

柏﨑委員長

町民課長。

町民課長 (柏崎正光君)

5 1ページの戸籍システム改修委託料につきましてですけれども、先ほど企画 課長がおっしゃいましたけれども、他自治体と比較はしておりません。

それと、そのカードの発行数ですけれども、平成23年度の集計だと77件発 行がありました。現在、40件程度発行されているものと思っております。

これは、身分証明書のかわりにもなりますし、あと他自治体で証明書を発行する際、このカードで発行できるということになりますので、これからも有効に使われるものと思っております。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

答弁をいただきましたけれども、この表彰については、平日だからというふうなことであったら、やはりその曜日を変えるとか、いろんな検討をすべきではないかと私は思います。

私は、町表彰と文化のほうとは、私はもう切り離してもいいのではないかと。 あくまでも町表彰は町表彰にして、町長とあっちの行政主要な方々がというふう な形で時間を変えてもやったほうがいいのではないかという思いと、それから、 この特別功労表彰、功労者については、やはり本人だけでなくて、その奥様もぜ ひ表彰に出席してもらうというふうな、内助の功も称えてやったらどうかなとい うふうな思いがあります。

ぜひ、今までやっているからというふうなことではなくて、新たな手法を取り入れて、例えば、町長を囲んで夫婦で表彰を受けた後、食事をするとか、そういうふうなものが私は本当の町からの感謝のあらわし方ができるのではないかというふうに感じますので、ぜひこれについては一考していただくように、要望します。

それから、35ページの独自研修実施委託が112万7,000円。これは総務課長が言う外部講師の導入というふうなことで、専門的なような話をしていますけれども、私は一般質問でも言いましたように、町長が言う職員の独自性とかやる気、そういうふうなものをどういうふうにして、上から目線ではなくて、やはり、私は職員そのものがもっと町内を知る機会を与えてやるべきと。

例えば、今、各町内あるわけですけれども、その町内会の総会にまず地域の職 員が出席をする。それから町内会の敬老会、それから町内会の清掃、そういうふ うな町内会のイベントに必ず職員が1年のうち2回なら2回、どれかに参画をする。そして、その地域の方々を目の当たりにしながら共同作業をしたり、敬老会ですと何らかの手伝いをする。そういうふうなことで、町民との距離もつながってくると思いますし、本当にこれが町民目線の行政だなというふうなことが理解されると思いますけれども、私はこういうふうな形で、町外から来ている職員もありますけれども、それらはそれらでちゃんと庁内で割り振りすれば可能だと思いますので、これらについてもひとつ取り入れすべきでないかというふうなことで提案をするものです。

あと一つは、私は町内の誘致企業の方に言われたんですけれども、東日本大震 災の津波を受けた企業にあっては町長が回って歩いたと。私は職員そのものが、 今言ったように、どういうふうな形で800人も働いている工業団地がどういう ふうななりわいになっているのか。そういうふうなことについても、全然知識も 何も担当課以外ない。私はそれだとどうかなと。やはり、こういうふうな町内企 業への研修の機会とか、それから、実際に会社を視察させる、研修させる。そう いうふうな方法もとるべきではないかと。

やはり、誘致企業にあっては、もう目いっぱいの敷地の中で、これからどこかへ移転をしたいとか、そういうふうなことを考えている企業もあるわけで、やはり、町外に移転するような不安もあるわけです。ですから、そういうふうなものを見たときに、やはり年度年度で職員が行って、いろんな情報、そういうふうなものを知ることによって、距離を知ることによって、じゃここのところに移転をさせたほうがいいのではないかとか、いろんな先取りができると思いますので、これについては、町長の考え方をぜひお伺いしたいと思います。

それから、41ページの件については、町内連合会のほうには話をしているというふうなことで、私は町長の言ういろんな形での町民参画を促す場合、できるだけ兼務を多くさせない形での委嘱の仕方というふうなものを考えるべきだというふうに思います。

それで、ここの部分では、町政の基本姿勢の中に戦略的な、かつ迅速な政策実行を図るために、総務、企画、財政、そしてまた教育委員会の機能見直しをしたとありますけれども、その総合力発揮の実効性を高め、機能的な町政運営というふうに言っているんですけれども、予算的に見れば、どういうふうなのでこうなっているのかなというふうな疑問を感じるわけです。ですから、じゃ実効性を高めるための予算措置はどうなっているのか。機能的な町政運営というのは具体的に何を表現しているのか。私はこの総合計画の中を見ても、この中に盛り込まれていないものが結構ある。今、その部分ですから、私はこの部分でお聞きしますけれども、本当にここで言っている共同のまちづくりを進めるため、行政のあら

ゆる分野への町民参画の機会の充実を図るとあるわけですから、私は同じ人が町 政のいろんな仕事を集中して受けるというふうなことは、これから言っても相反 するのではないか。委嘱するのが町なわけですから、そういうふうな意識をちゃ んと変えることによって私は実行が可能だと思うんですが、この辺、その町民参 画の手法というふうなものについてもお伺いをしたいと思います。

それと、この総合計画の中で項目が7項目のうちの47ですか、ありますけれども、これらに全然うたわれていない予算も、どこが予算になっているのか理解に苦しむものがありますけれども、これらについては、その課の関係するところでまた確認をしていきますけれども、今のところについて答弁をお願いします。

柏﨑委員長

町長。

町長

(成田 隆君)

大まかな部分で私に関係ありそうなところは私が答弁して、その他詳細につきましては担当課長に答弁させますけれども、まず第1点、職員が各町内会のイベント等に出てあるいは町の清掃活動とかそういうものにも出るべきではないのかということでありまして、それはできるだけ出るようにお願いはしてありまして、例えば、奥入瀬川クリーン作戦には、もし理由があって出られなかったらその出られない職員の名前を上げろというようなところまでしてお願いしている部分もありますし、あるいはできるだけ敬老会とか春の清掃活動とか、そういうものにも出てくれよという部分で、本当に一生懸命やっている町内会もありますし、また、全く出ていないような町内会もありますので、それは大概、日曜日とかそういう部分でありますので、余り職員の拘束はできないのかなという気がしておりますけれども、これからもそういう部分では重々要請していかなければならないなという思いがしております。

また、昨年、ことし、採用した職員には、「土日何しているか」という部分で「いろんな趣味娯楽しています」ということでしたので、そういうのも、「それもいいけれども、土日は暇があったら町内を回って、どこにどういう集落があるかぐらい頭に入れてから、一、二年勉強してからでも趣味娯楽に費やす時間、今から30年、40年と役場にいればあるんでないか」と、そういう部分で気をつけるということで、私は新採用の職員にはお願いはしてあります。

そしてまた、町民参画ということでいろんな委員会等にも各種団体の代表の 方々を派遣要請、そしてまた町民にも公募をしているんですけれども、町民の公 募はなかなか同じ人しか集まってこないということです。しからば、その公募を した人方、あなたダブっているからあなたを外すというのもなかなかこっちの公 募をした立場からいきますと難しいので、そういう部分で、これからどういう方 法があるのか考えていかなければならないし、各団体にはもう一つの役についたら、例えば、会長さんなら会長さんが来たら、次はその会の代表、例えば、農業なら農業、農協なら農協の代表として派遣するのであれば、組合長さんが一つの役についたら、その他の理事でいいんですから、ダブらないようにというような要請はしてあります。平野委員ご指摘の、ただ、我々そういう部分余り公にしないもので、もし気がつかない部分もあろうかなと思っております。

また、私なりに平野委員は私が行く会合のほとんどに顔を出していて、本当に忙しい中にもよく議員活動に一生懸命だなと感心しておりまして、そういう部分で、やはり見る目も厳しいのかなとつくづく私たちも下手なことはされないのはもう重々わかっていますけれども、それにも増して、また平野委員が本当にどんな小さい会合にでもよく出てくれるなという、私も改めてその部分は敬服したいと思います。これからもよろしくお願いします。

柏﨑委員長

町長、答弁漏れがあると思いますが、企業のほうの職員の研修とかというのは、 町長の意見を聞きたいというようなことを言われていましたが。町長。

町長

失礼しました。

(成田 隆君)

企業は、私は津波のときに回っていましたし、また、企業の代表の方々が私のところに訪ねてきてくだされば会っていますけれども、きのうでしたか、おとといでしたか、馬場正治議員の一般質問にもお答えしましたけれども、ただ人事研修というんですか、職員の基本的な研修ではなく、外部の民間の研修も必要であろうと思いますし、またその中には誘致企業等、多々あろうかと思いますので、そういう部分も、本当は自主的に回って研修すればいいんでしょうけれども、そういう部分でも、これから総務課と相談しながら研修先も考えていきますので、よろしくお願いします。

柏﨑委員長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。

(松林由範君)

表彰については、ご要望ということでございますので、関係課等含めて、今後 のあり方について検討させていただきたいと思います。

それから、研修についても、まさしくご指摘のとおりで、地方自治体の職員と して必要な職務上の知識というのはもちろんあるわけで、それをやるのみでもち ろん足りるわけではないというのは私も常々考えております。

委員ご提案のように地域を知ること、常々現場主義とおっしゃっていらっしゃ

いますけれども、それを徹底させる意味でも、そのような形を実現できるような 研修を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員、よろしいですか。

平野委員。

平野敏彦委員

公約の部分、基本姿勢のところで2点聞いていますけれども。

柏﨑委員長

平野委員、もう1回質問されてはいかがですか。何回でもいいんですから。 平野委員。

平野敏彦委員

この基本姿勢の6ページのところの上段に書いてありますけれども、戦略的かつ迅速な施策実行を図るため、総務部門、企画、と書いてあって、本年4月にその行政機構の見直しをして総合力発揮の実効性を高め、機動的な町政運営を目指すと、こうあるわけですよ。

その総合力、実効性を高める手法というのは何なのか。どういうふうなものでこの予算的な部分ではこれですよというふうなのがあったら示してほしいし、機動的な町政運営というのは、この課の再編をすれば機動的になるというふうなのであれば、全般的にもっと見直したほうがいいのではないかと、私はそう感じて質問しております。

それから、7ページのところでの協働のまちづくりを進めるため、町政のあらゆる分野へ町民の参画の機会と充実を図るとあるんですけれども、今、町長が言ったように、公募すれば同じ人が手を挙げてくる。じゃそういうふうな方法をどういうふうな形で変えていくのか。もっともっと私は、簡単にいえば、県内一人口が多い町だと言っていながら、こういうふうなのになれば人がないというふうなのは、全く行政の調査活動、そういうふうなものがなされているのかなというふうな疑問を感じるわけです。そのために、だから私は、職員研修でも何でも地域に出して、手を挙げないけれども、こういうふうな隠れた町民がいっぱいいるんだというふうなものを掘り起こす機会にもなるのではないですか。

この2点についてお願いします。

柏﨑委員長

総務課長。

総務課長

機構改革に伴っての行政運営の件のご質問でございますが、これにつきまして

(松林由範君)

は、行政組織内部での活動ということで、予算措置として特段出ているものはご ざいません。

ただ、内部の行政運営のあり方、総合計画から始まって、実施計画、予算、それを具体的に評価をして、またさらに次の計画をつくっていくというサイクルの中で、今般の機構改革をやったことに伴って、それらの連絡調整的な役割を発揮して、それらを実現していきたいということでございますので、その結果として総合力を発揮できるような体制と実行を進めてまいりたいというふうに考えております。

柏﨑委員長

企画課長。

企画課長 (田中富栄君)

住民参画の推進についてということだと思いますけれども、これについては、 先般、自治推進委員会の中でも公募するんですけれども、非常に少ないとかとい うようなことが話題になって、どうしたら、やはり応募する方が出てくるのかな というようなことが話題になりました。

その中で出ていたのが、やはり、どういう内容を審議するのかよくわからないということもあるので、審議内容をもう少し詳しくお知らせしたらと。それから、出られるのか出られないのかというのは、その会議の時間帯等もあるのかなというようなことで、その辺も基本的に会議の時間帯等が決めてあるのであれば、それらもやはりお知らせするのも一つの手立てかなと。それから、報酬はどれぐらいかなということも出せば、やはり少しは興味を持っていただけるのかなというようなことも委員会の中で出されておりました。

いずれにしても、住民参画ということは、自治基本条例の中で大きく掲げられているものでありますので、今後、まちづくりを進めていく上においても非常に重要なことなので、今後、それらをどんな手立てがいいかをもっと考えながら、住民が参画しやすいようなことを考えてまいりたいと思っております。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

私は、今の部分からいっても、やはり総合計画そのものが今5年で、来年度以降は実施計画見直しをするというふうなことで出ているわけですけれども、じゃこの施策の体系の中にある部分が、本当にどういうふうな形で推進しようとしているのかというのが、整合性が私は感じられないんですよ。主要施策の成果の中でいっても、やはり、私、去年もその所信表明については同じじゃないかと言っ

たんですけれども、やはり、基本は変わらないよというのであっても、私はこの中で言っている基本は、その総合計画を基本にしながらと言っているわけですから、それの整合性がちゃんと表現されていない。まるっきりこっちを基本にしていますよといいながら、7つの基本方針の中に欠けているものが結構ありますよ。私は次からこれを確認していきますけれども。

そういうふうなのがなくて、文章的な表現だけにとどまっているというふうなのは非常にいかがなものかなと私は思うわけです。ですから、12時ですから私終わりますけれども、次からちゃんと詰めていきますので、ひとつよろしくお願します。

終わります。

柏﨑委員長

審議の途中でございますが、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。 (休憩 午後 0時01分)

柏﨑委員長

休憩を解いて、引き続き会議を再開いたします。

(再開 午後 1時29分)

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

松林委員。

松林義光委員

53ページ。町長選挙の中に、報償費の投票管理者等報償金があります。投票 立会人、この積算は何時から何時までの積算でしょうか。

そして、投票場は、現在何カ所なのか。

それで、おいらせの広報を見ました。そうしましたら、選挙時の投票立会人、登録者を募集しますと。これは、多くの方々にその経験をさせるために募集をしているのか、それともなり手がなくて、登録するために募集しているのか、お伺いします。

それから、もう1点は、おいらせ町の期日前投票、前に聞いたときは10%前後だというふうな話であります。この10%の期日前投票率は、総務課長は有権者に浸透しているというふうにお考えなのか。

まずこの3点をお伺いします。

柏﨑委員長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。

(松林由節君)

投票立会人の時間ということですけれども、投票時間が午前7時から午後8時 までということでございますので、集合時間はそれよりもう少し早いですが、基 本その時間帯ということになります。

それから、投票所につきましては、20カ所になります。

それから、投票立会人を公募していることの趣旨ということですが、投票立会人につきましては、適正な選挙が執行されるよう立ち会いをするということの趣旨で、従来は、ずっと以前は、こちらのほうから指名というかあるいは町内会のほうに確認をして教えてもらってやるという時期もありましたけれども、いろいろな声もございまして、特定の人だけやっているとか、さまざまな声もありました。その辺、その趣旨も踏まえて、できるだけ民主主義の重要な手続の一つである選挙ということですから、多くの方に参画していただくべきだということで公募をして、その中から選ぶと。

現在でも偏りがあったりした場合は、個別にお願いしたりあるいは町内会長さんにお願いしたり、紹介してもらったりということはありますけれども、基本は公募した人の中でやるようにしております。

それから、期日前投票については、相当数普及しているというふうには考えていますが、選挙の投票率を上げる有効な手法として制度改正になっているものでございますので、従来にもまして、選挙の際は周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

柏﨑委員長

松林委員。

松林義光委員

そこで、選管の委員長にお伺いしたいと思います。

私は何を聞きたいのか、恐らく委員長はおわかりのことと思います。

1年ぐらい前ですか、一般質問をいたしました。投票所の繰り上げを2時間できませんかというふうな話をいたしました。期日前投票も浸透しているし、投票所も20カ所ありますという話であります。

そういうことで、私は財源も60万円から70万円浮くそうであります。そして、選管の委員長は公選法第40条の但し書きをクリアしなければならない問題もありますけれども、今後、委員会等において議論をしてまいりたいという話でありました。

毎月、定例会が行われておりますので、選管の定例会等において、過去にどのように話し合われ、今後、この2時間の繰り上げ投票についてどのように協議しているのか、選管の委員長からお伺いしたいと思います。

それから、先ほど言うのを忘れましたけれども、平野委員が先ほど表彰の問題 で質問をしております。そして、受賞者から直接私はこの前2人の方から、自衛 隊に長年勤めたと。保安庁にも勤めたと。保安庁の方にもありました。そうしま したら、国からは表彰を受けていますと。ただ、町に対して私は何ら貢献してい ませんと。なぜ受賞するのか疑問に思っていますと。ですから、表彰を受けに私 は行きませんと。何も貢献していませんと。

もう1人の方は、「いや、松林、あした授賞式があるんだけれども、おこがま しいけれども、やはり行くべきでしょうか」と言ったから、「案内が来たら行っ た方がいいじゃありませんか」と言いましたけれども、そういうふうな声もあり ます。審議会等においてそういうふうな声があるのかないのか、もしあればお聞 きしたいと思います。

柏﨑委員長

選管委員長。

選挙管理委員会委員長

松林委員にお答え申し上げます。

(磯沼寛二君)

正式には、委員会では決定しておりませんけれども、今までたびたび話し合いをして、町長選挙、町議会選挙においては前向きに検討しているところでございます。

以上です。

柏﨑委員長

総務課長。

総務課長

お答えいたします。

(松林由範君)

表彰の際に、叙勲等を受けた方の顕彰と言っておりますけれども、その贈呈の 件でございますが、この件については、町表彰の際に行っておりますけれども、 町表彰条例の中の規定にあるものではございません。

どういう形であれ、貢献をした結果、職業を通じてということもあるでしょうしあるいはボランティア等の社会貢献をされた方もあると思いますけれども、そういう方が受賞をされたということで、町としてお祝いというか、敬意を表して、その方に対して顕彰状を贈るという趣旨でございますが、今、審査会等ではどうでしたかというお話がありましたが、審査会の中でもどうなのかと。どうなのかというのは、職務として勤めた方に対する叙勲ということであるのであれば、やはり、純然たるボランティア等でいただいたものとの性格は違うのではないかという問題提起をいただいております。

そこで、次回までの間に、その取り扱いについては、他団体の例等も含めて検 討させてくださいということで、その点については、今後、検討をして、一定の 結論を出したいというふうに考えております。 以上です。

柏﨑委員長

松林委員。

松林義光委員

審議会でもそういうふうな話し合いが行われていると。そして、受賞者からは そういうふうな声も、前にも聞いております。今回も聞いておりますので、一考 を要したほうがよいと、こう思います。

答弁は結構であります。

選管の委員長、まだ正式には決めてはいないけれども、前向きにこの結論を出 していきたいという話であります。

積算は、今、総務課長が言ったとおり、7時から20時まで予算は計上しているけれども、もしかすると7時から18時に1年後の町長選挙が行われる可能性もあるというふうに私はお聞きしておりましたけれども、これはあと1年ですけれども、いろいろ県選管等の手続もあろうかと思いますけれども、いつごろをめどにその結論を出す考えがあれば、委員長としていつごろまで結論を出したいという考えがあるのかどうかお伺いいたします。

柏﨑委員長

選管委員長。

選挙管理委員会委員長 (磯沼寛二君)

結論といいましても、今のところまだそこまで、町長選挙まで時間があります ので、今のところ考えておりません。

以上です。

柏﨑委員長

松林委員。

松林義光委員

わかりました。

くどいようですけれども、再度お伺いしますけれども、前向きに考えますということでよろしいですか。

柏﨑委員長

選管委員長。

選挙管理委員会委員長

そのとおりでございます。(「了解」の声あり)

(磯沼寛二君)

柏﨑委員長

ほかに。

馬場委員。

馬場正治委員

総務費の総務管理費、35ページでございますけれども、備品購入費、機械器 具費公用車720万9,000円とあります。この中身をご説明いただきたい。

それから、36ページ総務費、総務管理費の財産管理費の役務費の中で、総合 賠償補償保険料220万6,000円、自動車保険料252万9,000円とあ りますけれども、次の38ページの同じ財産管理費の中で、区分22、ここに総 合賠償補償費50万円、公用自動車事故賠償費50万円とあります。これはダブ っているような印象も受けますので、それぞれの中身をご説明いただきたいと思 います。

次に、40ページ、総務管理費の交通安全対策費の中の区分15、工事請負費の中で、町交通安全協会詰所等改修工事費150万円、これはどこの場所なのか。 ちょっと私わからないので、どこの詰所であるのか教えていただきたいと思います。

それから、次の41ページ、総務費、企画費の企画総務費、区分1報酬の国際 交流員報酬1人分240万円、この国際交流員については、企画課で働いている マリアさんのことだろうと思うんですけれども、勤務実態がどうなっているのか を教えていただきたいと思います。

次に、43ページ、総務費、企画費の中の企画総務費ですね。区分19の負担金、補助及び交付金のところの八戸バス路線維持費補助金44万6,000円、八戸バス路線という文言ですので、どこの路線のことを指しているのかを教えていただきたいと思います。

それから、同じページのその3行下の町活性化対策費の中で、自治推進委員会 委員報酬5人分21万2,000円とあります。この自治推進委員会という委員 会名をちょっと知らなかったので、どういう役目の委員会なのかを教えていただ きたいと思います。

それから、46ページ、総務費、企画費の4目、洋光台団地分譲促進費の中の区分19、負担金、補助及び交付金のところの洋光台会計元金補給金1億円、これは毎年払っている1億円ですけれども、過去にこの洋光台会計で質問申し上げたときに、この県に対する返済については、私の記憶では平成28年度に終了するというお答えをいただいた記憶があります。これは百石工業団地のいわゆる黒字分を充当することによって、平成28年度には解消する見込みというふうに記憶しておりますが、その辺の推移、今後の見込みについてご説明をいただきたいと思います。

ほかには、平野委員と重複する部分は割愛したいと思います。

以上、よろしくお願いします。

柏﨑委員長

総務課長。

総務課長

馬場委員にお答えをいたします。

(松林由範君)

35ページの備品購入費、機械器具費の公用車ですが、これは町の公用車の購入事業ということで、平成25年度は3台を予定しております。それぞれ、給食センター、包括支援センター、それから公園管理用の車両ということで予定をしております。

それから、3 7ページの役務費の総合賠償補償保険料、それから自動車保険料、これにつきましては、総合賠償補償につきましては、町が当事者となるさまざまな賠償案件、例えば、事故によって町が賠償の当事者となったような場合に、その賠償金を保険で賄うという制度でございますけれども、その保険料、これは全国町村会がやっておりますが、その保険料としてこの分お支払いをすると。それから、自動車保険料につきましては、公用車につきましての事故の際の対人、対物等々の保険がございますが、その保険料の予算計上でございます。

そして、38ページの22節の総合賠償補償費、公有自動車事故賠償費、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、町が賠償金あるいは補償費を払わなければならない場合に、この科目から支出をするということで、50万円というのは特別な積算があるわけではなくて、科目設定というか、予算をここに見ておくということで、実際発生をすれば、それに伴って補正等で対応していくということになろうかと思います。

以上です。

柏﨑委員長

企画課長。

企画課長

(田中富栄君)

それでは、馬場委員にお答えをしたいと思います。

41ページの国際交流員の勤務体系ということでありますが、週3日を基本ということで、基本的には火曜日、水曜日、木曜日で、年間150日の勤務ということでお願いをしております。

実際には、火・水・木の午前中は保育園・幼稚園児の英会話教室を中心に行っているということでありますし、そのほかにイベント等があれば、鮭まつりとか生涯学習フェスティバル、先日行った鮭の稚魚放流会などでも一緒に従事をしてもらっているということであります。

いずれにしても、それらの勤務も含めて、年間150日ということでお願いを しているところであります。 続きまして、43ページの八戸バス路線ということでありますが、路線は十和田から八戸までのバス路線で、十鉄ではこれを「八戸線」と称していましたので、そのような名称をつけておりました。これまでは赤字補塡はしていませんでしたけれども、年々利用者が減少して、過去3年間の収支が赤字になって、今年度も赤字になる見込みだということでありまして、補助をということで、国の補助も受けながら、町村の補助もするという形で44万6,000円を計上しているところであります。

続きまして、自治推進委員会の役割ということですけれども、自治基本条例の中に、「おいらせ町はこの条例の運用状況を毎年検証し、これを公表します」というふうなことを掲げてあります。この毎年検証する作業を行うために、自治推進委員の運営委員会を立ち上げて、毎年度検証をし、公表しているということで、自治基本条例の運用状況を検証するための委員会であります。

続きまして、46ページの洋光台会計元金補給金1億円の件ですけれども、百石住宅用地造成事業の経営健全化計画というものが平成21年度に策定をされて、その健全化計画に基づいて、今、債務解消を行っているところであります。それによりますと、平成30年度まで町の補助金を毎年1億円ずつ平成30年までということであります。そして、先ほどもちょっと委員のほうから話がありましたけれども、平成30年の債務解消のときには、その補助金と百石工業団地造成事業の剰余金約6億4,300万円を今度そちらのほうに繰り入れをする。それから、あと未分譲地の売り上げを見込むというようなことで、債務解消のスキームがなっておりますので、平成30年まで1億円ずつの補給ということになる予定であります。

以上であります。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長 (中野重男君)

私のほうは、40ページの交通安全協会詰所の場所の問い合わせということで、青い森信用金庫と中央公民館の間にある駐車場の東側端にありますプレハブ 状の建物が詰所と称するものでございます。

以上です。

柏﨑委員長

馬場委員、よろしいですか。

馬場委員。

馬場正治委員

お答えありがとうございました。

公用車の購入予定については了解いたしました。

それから、総合賠償補償保険料と、それから総合賠償補償費50万円を見込む というのは、これは保険を掛けているのになぜ別個にその補償費を見込むのか。 いわゆる保険に自己負担分とか免責額とか、そういうような設定があるためなの か、その辺のところがちょっとわかりません。

それから、公用自動車事故賠償費についても、自動車保険を付保しているのに なぜそのほかに賠償費用を予算計上するのか、その辺がよくわかりません。そこ をもう一度わかるようにご説明をいただきたいと思います。

あと、交通安全協会の詰所については場所がわかりました。

あと、国際交流員報酬のほうは週3日勤務という条件で年間150日で240万円、150日で割りますと、日当1万6,000円ということになるんですけれども、これが高いのか安いのか、ちょっと私にはわからないんですけれども、そのほかの日にも臨時に出ていただく関係でこういう報酬にしているのか、特殊技能ということなのか、職員の中で同じような能力のある者がいればこの予算は必要ないということなのでしょうか。

国際交流員という、私もいろんな町の行事、観光協会を担当しておりますので、いろんな行事にかかわっておりますけれども、国際交流の仕事というよりは、早くいうと通訳ですよね。通訳の仕事が主ではないかなと。あとは学校で英語教育のほうにも協力してもらっているということなんですけれども、通訳ということであれば、日当1万6,000円で外部からということがいいのか、検討は必要かなという気はいたします。一生懸命やっているのは承知しておりますけれども、週3日の勤務で年収240万円ということで、皆さんがそれで了解であればそれでよろしかろうと思いますけれども、検討してみる余地はあるのではないかなという気がいたしました。

それから、バス路線については、十和田八戸間の十和田観光電鉄の路線バスということですので、そういうふうに書いてあるとわかるんですけれども、八戸バス路線というから八戸市内のバス路線に何でうちが補助をという印象を受けました。これは存続のためには必要な補助金だと思いますので、やむを得ないと考えます。

これと別個に、同じ項目のところに、定住自立圏公共交通維持確保事業費負担 金198万4,000円というのは、おいらせ町にある停留所から乗れば、八戸 市内どこまで行っても500円と、これの負担金ということで、これと別個にま た負担しているということですよね。合わせて240万円ぐらいになるわけです けれども、これは理解いたしました。

あと、洋光台の補給金については、私の記憶が平成28年というふうに考えて

いたんですけれども、私の過去の質問に対する答弁も平成30年度だったのか、 最近になって平成30年度になったのか、いずれにしても、現段階では平成30 年度にこの返済は完了するというお答えと理解してよろしいかどうか、お返事を お願いしたいと思います。

再質問したところをご答弁お願いします。

柏﨑委員長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。

(松林由範君)

38ページの部分、保険金支払いのほかになぜこれがあるのかということですが、保険に入っておりまして、該当する事故等が発生しますと、その分の保険に加入した事故等に対する分として歳入で保険がおりてまいりますので、そのおりてきたものを、今度はこちらで支出をするという、そういう仕組みというか、そういう形になっております。歳入の雑入のところにそれが入っておりますので。以上でございます。

柏﨑委員長

企画課長。

企画課長

お答えをしたいと思います。

(田中富栄君)

国際交流員の単価が高いのではないかなというようなお話ですけれども、基本的に、国際交流員の仕事としては、国際理解の促進というようなことで、現在はどちらかというと保育所等の英会話教室、それから、外国の人と子供たちが触れ合うことによっての国際理解をというようなことで、火・水・木の3日間はそういう形で町内の保育園を巡回しております。

イベントについては、先ほど委員のほうからも言われたように、通訳の仕事というのは結構ありますので、そちらもやっていますが、それが主ではなくて、あくまでも今は英会話教室のほうが主だというふうなことで理解をしております。

よって、金額については、そのようなことで、月に20万円ということで定めてあります。ただ、私もそれが高いのか安いのか、ちょっとどうなのかなというような、自分で判断できませんけれども、ALTのこともあったのかなと思っていますけれども、ちょっとその辺は自分では判断しかねるところであります。

それから、洋光台の件ですけれども、実際の今私の手元の資料にありますのを 見ますと、経営健全化計画というものが策定をされております。その計画が平成 30年度までというふうになっておりますので、平成30年度までかかって債務 を解消するということでの計画と認識をしております。 以上です。

柏﨑委員長

馬場委員、よろしいですか。

馬場委員。

馬場正治委員

ありがとうございます。

国際交流員の報酬が高いのか安いのか、担当課長にも判断できないということなんですけれども、ほかにも町は英語指導助手として学務課のほうで外国人を現在2名採用しております。そちらのほうは年収360万円ぐらいかな。月額30万円ほどで雇用していると思いますけれども、それとのバランスも考えているのかなということなんですが、週3日の勤務で月例報酬20万円について、再度行政のほうで検討をしてみられる余地はあるのではないかなという気がするんです。

英語指導助手のほうは、町の職員と同じ勤務体制だろうと思います。これは、 多分、小中学校の英語指導ということが主な職務になっていると解釈しますけれ ども、そのように感じましたので、どこと比較して、あるいは他町村、ほかの自 治体と比較して、いや決して高くはないという答弁があればよかったんですけれ ども、その比較も示さないまま、担当課長がよくわからないという答弁は、ちょ っといただけないなという気がいたしました。その点、言及をお願いしておきた いと思います。

あと、洋光台会計のほうは返済計画、解消計画の中で平成30年度に終了ということで明確にお答えをいただきました。ありがとうございます。

今申し上げた、国際交流員の報酬について、今後どのように検討されるのかど うかの答弁だけをお願いします。

柏﨑委員長

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時01分)

柏﨑委員長

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

(再開 午後 2時06分)

柏﨑委員長

答弁を求めます。

企画課長。

企画課長

大変失礼をいたしました。

(田中富栄君)

国際交流の報酬につきましては、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁 償額に関する条例の中で、月額20万円と定められておりますので、その条例に 基づいて支給をしております。

以上です。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。楢山委員。

楢山 忠委員

1点だけお聞きしたいと思います。

44ページの企画費の中の区分19、負担金、補助及び交付金のところに関連することになると思いますけれども、12月の議会でちょっと一般質問しましたけれども、定住促進の補助金というふうなことで、人口減に対する六戸の例をお話をしたんですが、そのときは町長は大分よく思って答弁いただきましたけれども、それがどこに予算化されているのか、まず教えていただきたいなと思います。

柏﨑委員長

企画課長。

企画課長 (田中富栄君)

定住対策の件については、町長公約にもありまして、私ども企画課で検討する ようにというようなことで指示を受けて、これまで検討をしてまいりました。

その中で、町長公約の中では、人口減少の著しい学区の過疎対策をというようなことで、人口減少の著しい学区ということで調べていくと、非常に甲洋小学校区、下田小学校区などが非常に人口も減少していますし、児童生徒も大分減っているという現状が出てきて、そこにじゃどういう対策をというようなことで、いろいろ検討をして、内部でも調整をしましたが、まだ制度的に制度設計がもう少し対象者をどこまでにするのかとか、どういう補助をするのかということを再度詰めろという指示がありましたので、今回の当初予算のほうには間に合わないということで、今回は計上しておりません。

今後、新年度においていろいろ詰めながら、また、議会のほうにもその内容を 提示しながら、対策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い をいたします。

柏﨑委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

いろいろ検討していただきたいなと思いますけれども、六戸の議会では、町長はまたそれを延長してやりたいなというふうなことですので、その部分、効果があってのことであろうと思いますので、もう一度話をしますと、六戸では1軒につき最大50万円を助成していると。これは新築のようでありますけれども、そういうことなので、人口が減少している、辛うじてのところは保っていますけれ

ども、今後、もっともっと条件が悪くなる可能性もありますので、先手を打って そういうふうな対策は詰めていただきたいなと、そういうふうに思いますので、 要望しておきます。

以上です。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

(委員席)

なしの声

柏﨑委員長

なしと認め、第1款から第2款までについての質疑を終わります。

次に、第3款、民生費から第4款、衛生費までについての質疑を受けます。 56ページから77ページまでです。

松林委員。

松林義光委員

58ページの町社会福祉協議会補助金3,800万円余り、予算計上しております。これは全額人件費なのか。その内容についてお伺いします。

そして、現在、刑事告訴までお聞きしておりますけれども、現在、どこまで進 展しているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

それから、衛生費では、町長が所信表明の中に十和田地域広域ですか、斎苑を 運営しておりますが、町民が利用する場合の火葬場使用料の無料化を実施してま いりますと。これは、新年度から火葬場は現在5,000円ですか、これが無料 になるということで受けとめていいのかどうかお伺いします。

それから、73ページ、十和田地域広域事務組合火葬場使用料補助金115万円を計上しておりますけれども、この内容についてお伺いします。

柏﨑委員長

介護福祉課長。

介護福祉課長

それでは、松林委員にお答え申し上げます。

(澤上 訓君)

まず、第1点の社会福祉協議会の補助金でございますが、これは人件費が正職員6人、臨時職員2名、それで合計で、人件費の部分では3,787万7,00 0円という内容になっております。

そのほかの補助金の中身ですけれども、おいらせ町の社会福祉大会の事業に1 5万円、それから、独居高齢者いきいきサロン事業、これが35万円。以上でございます。

それから、社会福祉協議会の刑事告訴以降のことについてということでございます。

まずは、刑事告訴が11月に受理されたということから、ことしの1月から本

格的に調査に入ったというふうなことを聞いております。それによって、原因者が判明した場合、一義的には原因者等に求償すると。使途不明金を回収して、求 償して使途不明金を回収していくというふうなことでございます。

しかし、原因者等から回収が困難な場合は、当時の責任ある責任職員らに対して職員職責及び在職期間等を加味し求償をすることで補塡していくと、そういった内容のものを、それまでちょうど3カ月間ぐらいですか、町が補助金をストップしていたものですから、こういったものを内容の報告をし、町長から了解を得て補助金をまた再開したという経緯がございます。

その後、社会福祉協議会のほうでは、それぞれ理事会とかを2回開かれている わけなんですけれども、特に今、まだ捜査の途中だというふうなことで、社協で もまだその内容についてははっきり把握していないというふうなところでござ います。

以上です。

柏﨑委員長

環境保健課長。

環境保健課長

お答えします。

(小向道彦君)

火葬場の補助金の内容についてですけれども、死亡者または葬祭主が死亡時に おいらせ町に住所を有し、十和田の火葬場を利用する場合に補助するものです。

なお、交付の方法は、おいらせ町で火葬場の使用申請をした場合は、その場で 交付申請、交付決定を行い、申請者からは手数料を受け取らずに補助することに なります。ということで、無料化という言葉を使っておりました。

以上でございます。

柏﨑委員長

答弁漏れがあるんだな。

環境保健課長

115万円がその無料化の財源になります。

(小向道彦君)

以上でございます。

柏﨑委員長

松林委員。

松林義光委員

社協の不祥事、私はきょうまで静観してまいりました。事実かどうかわかりませんけれども、原因者が死亡しているであろうという話であります。

今、介護課長の話を聞いておりますと、1月に調査に入りましたと。原因者が 返済厳しい場合は、社協役職員で補塡するというふうな話であります。 もう1年を迎えようとしております。この不祥事が起きてから。その間、誰も 責任をとっていません。町では、3カ月間だけ補助金の交付をしなかっただけで あります。

津軽のほうを見ますと、会長が引責辞任をしたところもあります。また、近々に、社協の会費の徴収が始まると思います。班長さん方は、不平不満いっぱいであります。今の日赤の会費の徴収、「なぜ班長が徴収しなければならないんですか、会長」というふうな話であります。私はお答えできませんでした。

誰もが責任をとらない。そして、会費の徴収は班長さんやってくださいと。こ んな無責任な話があるでしょうか。

今、うちの町内会も近々に役員、班長会議があります。「その場で会長説明してください」と。総会においても、どのようになっているのかお話をしてくださいというふうな要望がありましたので、きょうあえてお聞きしているわけであります。

会長は新聞を見ますと、引責辞任は理事会等においてしませんと聞いております。町長、これはいつまで社協の理事会等々で決めて、解決するのを待つんですか。このままで行っても、新年度の補助金を交付する考えなのかどうか。今調査の段階、相手がありますから、これから提訴します。いろいろな闘いをするわけであります。そして、結論が出ても2,100万円余り、誰かが負担しなければならない。町長には、「社協では補塡します」と言ったそうであります。町長、間違いなく社協で補塡をするという今現在気持ちでいるのか。もしこのまま新年度を迎えても解決しない場合、補助金の交付、どのように考えているのかお伺いいたします。

これは、ただ私だけが今質問しているのではなくて、地域住民から「おかしい じゃありませんか」と、「誰が責任をとるんですか」と、社協の会長もボランテ ィアかもしれません。たまたま課長から聞いたら、月額2万円、平成23年度の 報酬は返上したというふうな話も伺っておりますけれども、だけれども、役職員 誰も、一人も責任をとっていないと思います。その点、町長からお伺いしたいと 思います。

それから、この火葬場の無料化、町民は歓迎すると思いますが、これはそのまま115万円、そのかわりに町が負担するということですか。これは、そうしますと、初めてこの予算を計上したと。本年はただになるけれども、私はただに、5,000円でもいいと思いますけれども、本年をただにして、役場でお金があるからこの補助金を出しますということなのか。その点、お伺いしたいと思います。

柏﨑委員長

町長。

町長

まず社協のほうからお答えします。

(成田 隆君)

誰も責任をとらないということでありますけれども、現実にはそうなっている はずですけれども、ただ会長曰く、責任は感じているし、いつでもやめる覚悟は しているんだけれども、途中で投げ出したくないので、解決したらやめたいと思 っておりますという話をしておりましたので、それを信じて解決するまでいて、 早く解決してくれればいいがなというのが一つ。

それから、不明額2,000数百万円ですか。それもただ口約束だけではだめですから、じゃしっかりした書き物で説明してくださいということで担当課とも相談した結果、これであれば、もうある程度信用できる証拠書類だろうなということで、それを信じて補助金も解除をしましたし、そういうことで、多少時間がかかる部分は、今隣に副町長がいますので、法律的なことは私よりも詳しいので、それをまず答えてもらいますので、そういう現状です。

そしてまた、火葬場の件につきましては、あの5,000円、どうでもいいで しょうというんですけれども、長年おいらせ町に住んでくださって町に尽くした 方々に、変な話ですけれども、慰労金というんですか、お疲れさまでしたという 意味合いも込めて、町から謝礼してもいいのではないのかなという思いで予算計 上いたしております。

以上です。

柏﨑委員長

副町長。

副町長

今、町長から指名ありましたので。

(西館芳信君)

誰も責任をとらないというふうなことですが、恐らく社会福祉協議会でもどう したらいいかわからないというのが実情だと思います。

なぜかといいますと、確かに似たような事件が県下で頻発しました。でも決定的に違うのが、もうはっきり違うところが一つあります。それは何かというと、被疑者と思わしき人が生きて、はっきり「私がやりました」というふうに捜査を経て話をしているのと、死んでしまって、その人が真の被疑者なのかどうかというのもわからないという現状があります。それを被疑者として、そして、犯罪事実を実証していくということについては、今盛んにやっていて、警察のほうが社会福祉協議会のほうに我々が訪問したこととか、あなた方から聞いた内容は誰にもしゃべってくれるなというふうに固く言っておるというふうに聞いております。当たり前のことだと思います。

そういう状況の中で、私どもに正式に社会福祉協議会から、今こういうふうな 状況だということで受けたことは、前回から、まだ皆さんに発表してから一回も ありません。ともかく、ある程度警察が捜査して、今2月いっぱいの段階で、た しか社会福祉協議会の内部の職員、この人たちから一人一人面接して、この人た ちには容疑はないというふうなことを言っていたというふうなことは聞いてお ります。

何にしても、そういうふうなことで、刑事責任がある程度はっきりすると、そこに責任の所在が出てくるわけですから、いろいろあとはもう事由的なもの付随していけばいいようなことで、黙っていても責任の所在が出てきて、責任のあれがばんばん固まっていくと思いますけれども、今の状況では、幾ら早くしろ、こうすべきだと言っても、ちょっと無理があるのかなというのが、私自身はそういうふうに思っております。

一定の期間を経れば黙っていても進展し、物事はついてくるというふうに思いますが、こういうことを行政の内部にある人間が言うことかどうか私はわかりませんけれども、現実はそういうところなのかなというふうに思っております。

柏﨑委員長

松林委員。

松林義光委員

副町長、元警察官の話でありますけれども、要するに時間がかかりますよという、相手が多分死亡している関係上、多分時間がかかるでしょうという話であります。

ただ、それは社協の内部の問題だと思います。町民は、1年もたつのに誰も責任をとらない。また、社協の会費を集めてくださいと、多分お願いに来ると思います。私どもも、緑の羽根、赤い羽根、社協、日赤、交通災害、そして地元の古間木山盆踊り大会の寄附金、年に6回ありますよ。班長さん方は大変ですよ。そういう措置の中で、この社協の会費を徴収する。私はなかなか厳しいものがあるかと思います。そして、私どもの総会は、町内会の総会において、新年度は社協の会費を徴収しないというふうに今決議しようと考えております。ですから、うちの町内会でなくてほかの町内会の班長さんが、社協の問題、どうなっていますかと。私は班長になるけれども、私はもう会長に命じられても徴収しませんよと言っています。これは任意ですから、それはそれでいいではありませんかという話ですけれども、社協の会長、立場上、自分で解決してから責任をとると。それもそうでしょう。だけれども、この1年間、また調査で時間がかかる。あと半年かかるのかわからないでしょう。ですから、やはり、町も時間だけかけて、社協の会費の徴収、新年度どうしますかと。やはり、関係課長でも副町長でも、厳し

く言えるかと思いますよ。今のままでありますと、刑事告訴した、介護福祉課長 が平野議員だったですか、一般質問で、民事訴訟を起こしたというふうな話も私 は聞いたつもりです。

とにかく争いですから、きょう、あすに決着がつく問題ではない。ですから、 今のままでいくと、私は町内会において社協の会費の徴収はしませんよという町 内会が出てくると思います。幸いに、いきいきサロンの4万円ももらっておりま す。それはこの補助金の中に盛り込まれていますよということですから、その点 は安心しております。

ですから、もう一度、副町長でも結構でございますけれども、この問題はまだまだかかりますよと。そして、解決しない場合、補助金は凍結しますよというふうな考えはあるのかどうか、お伺いします。

柏﨑委員長

副町長。

副町長

(西館芳信君)

松林委員のお話の中で、社協のほうが民事訴訟を提起したということについては、事実はそうではないというふうに私は認識をしております。それは、そのための費用を計上したというふうに聞いておるところでございます。

いずれにしましても、行政として捜査のほうがどうであろうが、その捜査機関のほうがどうであろうが、行政としてできることを厳しくやっていかなければならないというふうなことは認識しております。県のほうとも相談しながら、県のほうは県のほうで、それなりの姿勢があって、実は県のほうとも相談はそれなりにして、どういうふうな態度で行くべきかということは、それなりに連絡は取り合っているつもりですが、もっと厳しく行くようにします。

そして、今後捜査が進展しまして、起訴できるあるいはできないというふうな、 そういう処分につきまして、その結果を待って、最終的にはどこまでかかるかち ょっとわかりませんけれども、町長がまた再び考える時期が来るのかなというふ うに思っております。

いずれにしても、今の状況の中で、もっと厳しく私以下が当たれるような方策 を検討してまいりたいと思います。

柏﨑委員長

松林委員。

松林義光委員

幾ら聞いてもしようがない。

ところで、先ほどの火葬場の使用料の5,000円の無料化。これも (聴取 不能) するかもしれませんけれども、それよりだったら、先ほど学校給食費が 1億円かかる、例えば、小学生だけでも学校給食を無料化したほうが、町長、そっちのほうがいいと思いますよ、町民が「うわすごいな」と、成田 隆町長やるなと。そっちのほうがいいですよ。こんな5,000円かなんかやるよりは、小学生だけでもやったほうが、次の町長選挙プラスになりますよ。考え直してください。いいですか。いいです。

柏﨑委員長

松林委員、要望ですか。(「要望です」の声あり) ほかに質疑ございませんか。

馬場委員。

馬場正治委員

月曜日の一般質問からお聞きしている問題に関連して、民生費社会福祉費の中の高齢者福祉費ですね。62ページ、第20節、扶助費の町長寿祝金150万円について質問したいと思います。

平成25年度、長寿祝金150万円ということは、住民基本台帳から、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに100歳に到達する方を抽出いて、5人分予算計上したというふうに解釈いたします。

ところで、けさのデーリー東北の記事に、六戸町が祝い金を届けたということで、100歳を迎えた方が顕彰を受けて長寿祝金、同額の30万円を町長からいただいたという記事が写真つきで載っておりました。まさにこれがこの長寿祝金のあるべき姿であったわけです。合併前はそうだったと私も記憶をしております。

そして、担当課のほうにおいらせ町、発足以降の支給実績を調べていただきましたところ、15件あるんですね。その中で、100歳到達前、99歳時に支給された例が7件あります。この7件のうち、本人が99歳で死亡された後に100歳の長寿祝金を支給された方が2名いるわけですね。100歳になる前に死亡された、された後に100歳の祝金を届けた。これは、なぜこういうことが発生したか。

昨日、当時の担当課長は、解釈を誤ったということで謝罪をされましたけれども、私は謝罪するには当たらないと思うんですね。というのは、現行のおいらせ町長寿祝金条例がそのようになっているからなんですよ。将来100歳に達する方も給付対象者になっているからです。毎年4月1日から翌年3月31日までに100歳に達する者に対して贈る。ただし、長寿者が死亡した場合は、その遺族に対して贈る。よって、当時の担当課は、この条例に忠実に従って事務を執行したわけです。

きのうの謝罪の際にも、当時の担当課長は間違っているとは思わなかったと一

言おっしゃっていてから間違えましたというふうに謝罪したわけですけれども、 謝罪には当たらないんですよ。この条例がそうなってるわけですよ。拡大解釈で きるわけです。これから100歳に達する方に対して贈るというふうになってい るわけですよ。この条例を改めるべきですよということを私は月曜日の一般質問 にも申し上げたけれども、その必要はないという答弁、担当課の課長はどう思っ ていらっしゃるのか。

この条例に従えば、4月1日から翌年3月31日に100歳に達する方全員が もらえるんですよ。

平成17年11月に発行された百石下田合併協議会だより、全世帯に配付されています。この3ページに、この祝金についての合意事項、決定事項が載っているんです。100歳到達者のみ30万円支給すると、明確に全世帯にこれをもう発表しているんですけれども、99歳で亡くなった方が100歳の祝金を2人もらっているわけですよ。死亡後にですね。恐らくもらっていいものかどうか、これを知っていたとしたら、「うちはもらえない」と断ったと思うんですけれども、これを知らないと、99歳で死んでももらえたんだと、その話を聞いた町民は、やはり何か不公平でないかというふうに騒ぐのは当然のことなんですね。

それで、一般質問で質問したときに、副町長は、運用規定で100歳になってからやるようにするという答弁でしたけれども、私はそんな小手先のことではないと思うんですね。わかりやすく、この字を何個か変えればいいんですよ。「100歳に到達する者に対して贈る」というところを「100歳に到達した者に贈る」と、これだけで済むんですよ。そうすると、今回のような手違いは生じないわけです。そうじゃありませんか、皆さん。私は純粋にそう思って言っているんですけれども、その法令用語がどうのこうのと、そんなことは一般の人はわかりません。一般町民が見て、ああそうかとすぐ納得できる。わかるような条例にすべきじゃないですか。それをお聞きしたいと思います。

柏﨑委員長

答弁を求めます。

副町長。

副町長

(西館芳信君)

今、委員おっしゃるように、合併のときの申し合わせ事項が着実に正確に履行されなかったというふうなことについては、甚だ残念に思います。ただ、それがこの条例に原因があるのかというふうなこと、まるっきりないとは言えないと思います。あるのかもしれませんが、今の条例の条文をそのまま見て、「100歳に達する者に」というふうな規定につきましては、「年齢100歳」というふうにうたっている。これはたしか年齢に関する法律とか何とかというのがあって、

こういうふうな法文のもの等についてはもう満で解釈するよ、満でつくるよということは周知の事実でありますし、達するということは、そのとき、この条例をつくるとき、今後、将来にわたって永続的にこの事業をやるということを前提にするということで、それはそのことは未来のことになっているのかもしれないけれども、条例そのものの意味は、別にそういう、この前もお話ししたんですけれども、時間的な経過、完了とか過去とか時制の問題じゃなくて、する・しないというふうな大枠の中で、区切られたことであって、事実、例えば、私は群馬県藤岡市の表彰規定とか、ほかの会社とかの勤続年数の表彰規定等見ましても、民間であろうが自治体であろうが、全く私どもの町と同じような定め方をしているということで、全国的にこういうふうな問題が散見して、相当数のものが考えてこの決め方では行けないということであれば条例は改正しなければならないのかもしれないけれども、今の段階では、特に私は改正する必要性はないというふうに解釈しております。

以上です。

柏﨑委員長

馬場委員。

馬場正治委員

ありがとうございます。

副町長のおっしゃっている意味はよく理解できます。日本語として達する者に贈ると。ただ、その解釈が、町長もたしか休憩時間に廊下でおっしゃったと思います。「二通りに解釈できるんだよな」と。達する者ということは、これから100歳になる方も含むから99歳であると。

もし、副町長のおっしゃる解釈しかできないのであれば、なぜ99歳で支給するのか。99歳に達してから支給しているのであればいいんですよ。実際に99歳の方が、この方は3月31日までに100歳に達するから、支給対象として敬老会ですか。支給日が、平成17年度は、これは平成18年3月、新町がスタートしてから差し上げていますので、これはどちらかの町の旧条例に基づいて支給しているわけです。この当時は100万円ですから、これは下田町条例ですね。100万円を平成18年3月に差し上げている。

それで、平成19年9月20日、この日に4人に差し上げているんですね。平成20年度はなぜか支給日が、1人は9月19日に100歳に達した翌日の9月20日に支給、もう1人は10月20日に100歳に到達したその日の誕生日に支給しているんですね。

平成21年度は、支給対象者が7月16日に死亡したんだけれども、その年の 10月8日に差し上げているんですよ。もう本人は他界しているんですよ。他界 している例は平成19年度にも1人あったんですけれども、平成22年度、これは平成22年10月7日、この日に4名に差し上げている。4名のうち2人は100歳到達しています。あと2人はまだ100歳になっていません。恐らくこれは、敬老会なり、そういった行事の際に便宜上、もう皆さんの前でお渡ししたということだろうと思います。

平成23年度、このときは支給が2人ありまして、1人は9月29日、1人は 11月10日、こういうふうにばらばらです。これは行事と関係なく、日程の関 係でこういうふうに差し上げたのではないかなと思いますけれども、年度年度で 運用が違っているわけですよ。

副町長のおっしゃる理屈はよくわかるんです。用語用法として、ほかのほうも全部こうなっている。100歳に達する者とは達した人のことをいうんだと。それを運用規定で、「達する者」とは「100歳に到達した者」とするとかと何かつけようという答弁だったと思うんですけれども、現実に現場の行政マンが拡大解釈をして、これから年度中に100歳になる人も対象だとして支給してきたのをそのまま追認して判こを押してきたんじゃないですか。なぜその条例をもっとわかりやすく、よそと比べてよそもそうだから、全国的に議論になったら考えようとか、おいらせ町だけでも町民が見てわかるような条例に直しなさいよ。答弁を求めます。

柏﨑委員長

副町長。

副町長

(西館芳信君)

私は、今のあり方であってもベターだと思っております。ただ、委員おっしゃるように、これをベストなものになるべく近づけたいということにつきましては 異論はございません。

ここでいろいろ解釈論をお互いに論じても、ここではなじまないと思いますので、もうちょっと時間をいただけないでしょうか。担当の者、町長を交えて検討してみたいと思います。どちらに転ぶかはわかりませんけれども、そういうことでお願いできればと思います。

柏﨑委員長

馬場委員。

馬場正治委員

ありがとうございます。

私は、職員に職員がこの条例をよく読んで、これに忠実に事務執行したことについて謝罪をさせてしまっているこの町が、こういう条文だからそれに従った職員をこの議場で謝罪をさせてそれを黙って見ていると、条例はこのままでいいん

だというその町の姿勢を疑いたい。私は当時の担当職員は誤った事務執行はしていないと思っているんですよ。なぜ合併協議会で決めた「100歳到達者にのみ30万円を贈る」と決定したものが、こういう幅のある将来の到達者も対象とするような条例文になったのか。経緯を調べてくれと言ったら、誰もわからないと。ひょっとしたら株式会社ぎょうせいに条例案をつくらせたらそうなってきたのかなと、そういうことも出ましたけれども、この4月1日から翌年3月31日、予算編成上も必要かもしれません。でも、100歳になって初めて対象となる祝金なんですよ。それを、担当課が、この日とは2月15日だけれども、9月の敬老会でもう3月31日までに100歳になる方だから、もう支給、表彰しようと。それを黙って認めてきていて、文法がどうだとか、ぜひ6月定例会でもその前の臨時議会でもいいですけれども、条例の修正案を町のほうから提案していただければ幸いですので、職員ともよく協議していただきまして、ご検討をお願いして質問を終わります。

柏﨑委員長

審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。15時まで。

(休憩 午後 2時48分)

柏﨑委員長

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

(再開 午後 2時59分)

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

楢山委員。

楢山 忠委員

73ページの衛生費の保健衛生のところ、先ほどの松林委員も質問しておりましたけれども、火葬費の問題なんですけれども、火葬費を無料にしないで、別に利用するというのであれば、私が今から言うのはちょっと的が外れることにもなりますけれども、このままやっていくのであれば、私はちょっと聞きたいところがありますけれども、これは、十和田の火葬場でやる場合には無料であると、そういうふうなことであろうと思いますけれども、ただ、私も聞いたと思うんですけれども、三沢の火葬場を利用している人も去年あたり30人近い人がいるだろうと思うんですね。そうすると、そこにこれが無料になる前であれば、十和田が5,000円で、三沢が4万円というふうな、これは一般成人男子のことなんですが、そういうふうな差があるわけなんですね。

今の場合は、十和田を利用する場合では無料である。じゃ三沢を利用する人たちも中にはいるというふうなことになれば、そこに何か不公平感的なものが生じるので、これをどういうふうな形で告知するなり解消していくのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

柏﨑委員長

環境保健課長。

環境保健課長

楢山委員の質問にお答えします。

(小向道彦君)

十和田の火葬場につきましては、十和田市と六戸と当町の3町が共同で運営しておりますので、十和田の火葬場を使用していただきたいと考えております。

しかしながら、平成23年度の使用状況を見ると、三沢市や八戸市等で火葬している人が約50人ありました。それぞれ事情があるとは思いますが、十和田の 火葬場の利用促進を図るため、他の火葬場の補助については考えておりません。

あと、広報のほうについては、町の広報ホームページでお知らせしたいと考え ております。

以上でございます。

柏﨑委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

広報でのそれも一つの告知の方法だろうと思いますけれども、まず、告知をやっていただくためには、4月には行政推進委員の会議もあるだろうし、あらゆるところで告知をちゃんとやっていただいて徹底をしないと、不利益になる町民が出てくるというふうなことになれば、せっかく無料にしてあげてもいろんな問題が出てくるというふうなことになる可能性もあるので、そこら辺を徹底して告知をしていただくということを要望しておきたいと思います。

以上です。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず57ページの19節の負担金、補助及び交付金の上北教育福祉事務組合民生費負担金1,414万6,000円とあります。上北教育福祉事務組合については、私が議会代表で監査委員をしておりますが、今回、2施設が指定管理者に移行になりました。それに伴って、私は負担金が減るもんだと思って、議会のほうでこの各市町村の負担金の額を確認したら、逆にふえているわけですよ。なぜかというふうなことで確認したところ、今までは半分の職員が民間の委託の職員だったと。2施設で働いている正職員を今度みんな引き取って、後のほかの施設に集めたから人件費が膨らんだというふうなことで、私はこの指定管理者に移行

するについても、その以降のシステムというのが非常によく理解できないなと。 というのは、管理者、理事者のほうでつくっている理事長ですか、七戸の町長が 一番町長の役目を果たしているわけですけれども、今働いている臨時の方々をそ の施設にそのまま移行させたいというふうな、そのためにはこの人件費とかそう いうふうなものを給料を下げないような形で指定管理者に移行させたいという 考えなんですよね。私は、なぜそういうふうな指定管理者制度に移行しながら今 の職員を引き続きやるのかというふうなのは、非常に疑問を感じている。ですか ら、そういうふうなのもあって、指定管理者に移行する金額そのものが下がらな い。私は指定管理者に移行するには、町のほうもそれなりのメリットがあるから 指定管理者に移行するわけで、100万円あるうちの80なら80でやれますか というふうな指定管理者に、やれるものについてはやらせればいいわけで、この 手法が、もとから私はおかしいなという感じを持っていたんです。そして、中身 はそういうふうなことで確認をしましたけれども、そうしたら、南部縦貫鉄道か ら派遣を聞いてあったもので、今度、労働監督署が入った、それから税務署が入 って、1億何ぼで派遣している会社が税を課されているわけです。私は、「議会 のときにその分は組合で対応するのか、契約はもう済んでいるから負担すべきで はないのではないか」というふうなことで質問しましたけれども、そうしたら、 マスコミ等によれば、町長はその協議に応ずると。あそこは中部上北、それから、 上北地方事務組合があるわけですから、そういうふうなのになってくれば、例え ば、その消費税の分も、今度この協議によっては負担金が発生するかもしれない と。だから、私は疑問を持っているわけです。これについては、町長は前に、「い やそういう対応は私はしません」というふうな話、答弁は聞いていますけれども、 それをもう一回確認をしておきたい。

というのは、さっき一般質問で言いましたけれども、自治法の改正によって一部事務組合の脱退もそれなりに、今までと違って縛りが余りなくなっています。 そういうふうなものも、構成市町村長に与えられた権限がありますので、その辺も踏まえてどういうふうに対応するのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

それから、58ページの社会福祉協議会の補助金3,839万1,000円については、14番委員が質問しておりますけれども、私は、社会福祉協議会にこれは正職員6名、臨時職員2名、そのほかの町の委託の係る分を含めて3,800万円というふうなことですが、じゃいろんな意味で収入を示してありますけれども、そのほかの委託事業、県から補助金をもらったり、町の事業として社会福祉協議会に委託する事業費が総額で幾らになるのか。まずそれをお聞きしたいと思います。

委員長、何回でもよかったですね。

柏﨑委員長

77ページまでの間で。

平野敏彦委員

いや、その間は何回でもいいというふうなことですね。質問はね。 1回にいけば、行ったり来たりして確認ができないから。

柏﨑委員長

ここでは、今のチャンスしかないので、5つあったら5つということでよろし くお願いします。

平野敏彦委員

わかりました。

そうすれば、今の社会福祉協議会に対する全額町が幾ら委託して払うのかとい うふうな部分を1点。

それと、14番委員と関連しますけれども、私は、先ほど一般質問でも言いましたけれども、社会福祉協議会の民事も提訴されたというふうな形でたしか確認したら、副町長は準備のための経費を計上したというふうな、大きな違いだなというふうな解釈をしましたけれども、私はそれはそれで、その責任のとり方について、それから補填について確認をしたいと思います。

今、14番委員の質問でいって副町長、町長の答弁ですと、会長そのものは引責辞任をしない、問題が解決するまで自分が当たるというふうな答弁でありますけれども、そういうふうなのも一つあろうかと思いますが、私は、これから新年度がスタートする、そして、町民が社会福祉協議会の会員になって会費を納めていくわけです。そういうふうな中で、刑事告訴がされ、今、その結論が出るまではいつになるかというふうな見通しが立たない。私は一般質問でも言いましたけれども、想定される方法で現役員が問題の処理をちゃんと行政側に報告させるようにすべきだと。一つには、今被疑者が特定されない。特定されればその回収が100%可能なのか。不可能なのか。その補塡の仕方。さっきの説明ですと、3役員、役職員とありますけれども、じゃ役職員は補塡された、例えば、2,100万円のうち1,000万円補塡されて1,100万円残った場合、役職員はどういうふうな補塡をするのか。ごの部分というのは想定されるわけですから。

例えば、結論を出しておいても補塡をされたらその同じ配分で分配すればいい わけですから、そうすれば、引責してずっと引き続いて役員が居残るあれはない わけですよ。行政は、やはりそういうふうなものをちゃんと確認して指導するな り、町長が言う書面でとるべきではないですか。私は、ここのところが非常に見 えてこない。いついつ、6月の議会前までに、私が今質問した部分についてはちゃんと書面で社協のほうから確認をとって報告をしていただきたい。これを要望しておきます。

それから、次の質問に入ります。66ページになります。

ここのところの児童措置費の扶助費12億8,193万円、これについては、保育所運営費に充てられておりますが、このおいらせ町のホームページを見ますと、この保育料の軽減措置というのがあります。2人入所の場合は1人目は保育料は基準額全額、2人目は2分の1、3人入所の場合は2人目の保育料は基準額掛ける2分の1、3人目は保育料はゼロとなっています。

町長の主要施策の中でも、基本方針のところに、みんなが互いに助け合う町、 そして、子育で支援策として子育で世代の負担の軽減というふうなことで文言が あります。じゃどこにこれが出ているかなと思って調べたら、これもまた、よく 私は予算上確認することができませんでした。

私は提案をしたいと思います。この保育料の軽減措置について、現在、2人目保育料基準額2分の1を3分の1の負担に改めたらいかがでしょうか。3人目は無料ですから。やはり、他町との行政サービスの違いというのを際立たせる必要があるのではないでしょうか。このことをひとつ提案したいと思います。

それとあわせて、保健衛生の予防の関係に入りますけれども、この予防の関係で、全国で不明な小中生が970人いると。この中で、入学予定だったとか検診、そういうふうなもので発見されているのが結構あるわけで、こういうふうな予防のかかわる部分で、当町には該当する、いや該当しているんだけれども1回も来ていないとか、学校の入学時期になっても反応がないとか、そういうふうな該当世帯があるのかどうか。そこ1点をお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、この予防について、先般、新聞に出ていますけれども、 ロコモティブシンドローム、高齢者の寝たきり要介護にならないための手立て、 これを厚生省がことし4月から改正施行する国民健康増進のための基本計画指 針で、2022年までに80%に引き上げると記されております。

これについても、この今年度ですから、これから対応していくと思いますけれども、やはり、健康な高齢者を町長の施策に合致していると思いますので、取り組みを早急にされたらどうかというふうなことであります。

それから、もう1点、この予防、それから検診に絡めて、私は保育士、保健師の増員が必要ではないかというふうな思いであります。今言ったように、高齢者がふえ、今のような寝たきりをつくらないためには、地域の実態把握、そしてまた訪問が一番肝心であります。そういうふうな中で、今保健師を見ますと、デスクワークに追われて、日常の活動が非常にきついのではないかと見ております。

私は、現在の保健師をもっと増員をして、各地域にもっといろんな意味で交流、 保健指導ができるような体制をつくってほしい。もし、保健師のデスクワークを 軽減する措置とすれば、今、病院でも導入していますけれども、助手の配置です。 今、看護助手が大きい病院では今度点数加算がなされるというふうなので、看護 師の助手が結構ふえて、非常に看護師の効率的な看護体制が確立されてあるとい うふうなことで、私も病院で確認をしました。保健師についても、デスクワーク を軽減して、もっと日常活動ができるような保健師の助手を配置することによっ て、保健師が確保できない場合はそういうふうな手法もあるというふうなこと で、ぜひご検討いただきたいと思います。

以上。

柏﨑委員長

町長。

町長

(成田 隆君)

答えられる分は答えて、あとは担当課長に説明させます。

上北教育福祉事務組合の件につきましては、私も町の負担がふえるので、理事 会で質問しましたら、平野委員も行っているからわかっていると思いますけれど も、2施設を民間委託、指定管理者制度というんですか、しましたところに、2 施設に配属していた正職員を1カ所に集めると。そうなって、例えば、ぎんなん とかああいうところに寄せ集めすることによって、正職員だけが残るような状況 になってしまって人件費が上がるということですね。必要になったから退職させ るというわけにいかないのが公務員に準じるようなところですから、そういう部 分で、やはり決断できなかったのかなということで、私も安易といいますか、納 得してきましたし、今度は指定管理者制度に移行する2施設につきましては、1 カ所は2法人とかが応募したそうですけれども、あとの施設は応募者がなかった ということで、もう仕方なく相手の言いなりでしか委託できなかったのかなとい う気がしておりますので、割高になってしまったのかなということで、やはり、 法人といえどもある程度経営を考えて、採算が合うほうは引き受けるでしょうけ れども、合わないほうは引き受け手がなかったということになってしまったみた いですし、社協の問題に関しましては、全く平野委員おっしゃったようなことを 私、条件提示しています。全く同じことを言いました。

ところが、確定がしないので、被疑者が、例えば、どのぐらい資産があってどれぐらい弁償できるか。そういうことも全くわからないので、今、しからば我々がどういうふうに分配すればいいかということも結論つけられない。私も、だから、例えば、ゼロだったらゼロの案分の方法、さまざま方法あるでしょう。それだけでも出したらいいでしょうということも言いましたけれども、会長は、「い

や今の時点ではそういう積算もできないし」ということですね。全く本当に同じ ことを提案していますので、ご了解いただきたいと思います。

また、保育料につきましては、たしか私上限3万円というのがほかの町よりは、 というのは年収によって差があるはずですけれども、そういう部分で担当課長か ら少し詳しく説明させます。

あと、健康高齢者の件につきましては、私もできるだけそういう部分は気に留 めておりますので、できるだけ制度を早く理解して、対処できる部分は対処を取 り入れたいと思いますので、ご了解いただきたいと思いますし、保健師に関しま しては、つい先日平野委員から質問があるように、前ぶれを感じたのか、保健師 さんのところへ行って、保健師間に合っているかということをしましたら、忙し いと。「一番若いので何歳になる」と言ったら、「女性に歳を聞くのは失礼ですけ れども」と言ったら、「私一番若いです。30数歳」、「じゃそろそろ間さ挟めな いと高齢化するんでないか」と言ったら、「そうです」と言ってですね。ですか ら、これは考えていく課題だなというのは理解しておりますので、今新しいその 助手というんですか、そういう制度もあると伺ったので、そういう部分で対応で きればまたいいのかなという思いがしておりますので。

あと答弁漏れは担当課長から説明させますので、よろしくお願いします。

柏﨑委員長

介護福祉課長。

介護福祉課長 (澤上 訓君) 平野委員にお答え申し上げます。

その前に、2点ほどちょっと私のほうから確認したいことがございます。

平野委員が一般質問で質問されたときに、私、一瞬真っ白くなって度忘れして、 言葉が出なくなったのを今覚えているんですよ。もしかすれば誤解するようなこ とをしゃべったかもしれないんですけれども、記憶では、民事の準備に入るとこ ろだというふうなことを話したような気がしているんですけれども、ちょっとそ の辺が、私がそういうふうな記憶だということでよろしくお願いします。

それから、もう一つですけれども、先ほど松林委員の質問なんですが、役職員 で補塡とかというような話ということだったんですけれども、私、役職員という ふうな言葉を使わなかったなと思っています。具体的には、当時の責任ある職員 らに対し、職員職責及び在職期間等を加味し求償することで補塡していくという ふうな内容で受けたというようなことで、先ほど回答したつもりです。

それでは、まず、上北地方の福祉事務組合の件なんですけれども、平野委員の 言われるように、私も物すごく疑問を持って、年に1回の会議に出席しました。 その後、やはりどうも納得いかなくて確認したんですが、まず一つの計算方法が

ちょっとあるというふうな話を聞かされました。

例えば、指定管理者制度に移行したからまつ寮は、利用者数割が30%、人口割が45%、均等割が25%で計算されているというふうなことでございました。

また、同じく指定管理者制度に移行したもくもっくのほうなんですけれども、 これが利用者割が80%、人口割が10%、均等割が10%というふうな約束事 でずっとこれまで計算してきていたという話でございます。

今回、新年度予算で減額になっているのが、十和田市と七戸町及び野辺地町は若干なんですけれども、この3市町でございます。おいらせ町と大幅な違いが出ているのは十和田市と、十和田市のマイナス431万円、七戸町のマイナス108万5,000円であります。それに対して増額となっているところは、おいらせ町ばかりではなくて、三沢市が240万9,000円、六ヶ所村が226万5,000円、おいらせ町の192万5,000円、東北町の185万6,000円、横浜町と六戸町が7万円ぐらいから18万円ぐらいの増額というようなことになっております。

これらの要因なんですけれども、指定管理者制度の移行になったからまつ寮ともくもっくが、従来の分担金の計算対象から外れたというふうなことで、利用者人数の多かった十和田市と七戸町が減額になったというふうなことで聞いております。

なんか十和田市と七戸町にやられたなというふうな気がしているんですけれ ども、私もこの計算方法を聞いて、ああなるほどなというふうなことでちょっと 原因がここにあるのかなというふうな気がしております。

それから、社協の事業ですけれども、先ほどお話ししました社会福祉協議会の補助金については3,837万7,000円、そのほかの委託事業ですけれども、まずはほのぼのコミュニティ21推進事業、これが188万9,000円、次に、福祉安心電話サービス事業の委託料、これが91万8,000円、それから、地域住民グループ事業委託料、これはいきいきサロンの事業です。これが180万7,000円、その次にほがらか教室事業委託料、これが90万円、そのほかに、町の施設、地域福祉センターの管理運営事業委託料147万円、それから、福祉プラザ、これは通称のびのび館と言っているところですけれども、そこの管理運営の委託ですけれども423万円、老人福祉センターの管理運営事業の委託料、これが60万5,000円、トータルですけれども、委託金のトータルが1,181万9,000円、先ほどの補助金の3,837万7,000円を加えますと5,019万6,000円となっております。

何か抜けていましたでしょうか。

柏﨑委員長

町民課長。

町民課長

(柏崎正光君)

66ページの保育所運営費に関係いたしまして、保育料を兄弟が2人以上入所する場合、2人目が、現在は2分の1、3人目以降がゼロ円となっておりますけれども、その中の2人目は2分の1を3分の1にしてはどうか、改めてはどうかというご提案でありますけれども、県内の状況を確認しながら検討してみたいと思っております。

以上です。

柏﨑委員長

環境保健課長。

環境保健課長

(小向道彦君)

小中学生で予防注射対象者で受診していない者の把握についてでありますが、 検診・注射等の対象者については、住民基本台帳とそれぞれの小中学校から在校 生徒名簿で確認しております。

在宅・不登校児童生徒の把握はしておりませんが、現在ないと思っております。 以上であります。

柏﨑委員長

教育長。

教育長

(袴田健志君)

在宅・不登校のご質問もございましたんですか。入学時前の検診など受けていない、そういう不明な児童はということでしたよね。はい。ちょっと、それは、 検診については課長のほうから。

柏﨑委員長

学務課長。

学務課長

(堤 克人君)

今の新入学児童の不明者というご質問についてですが、私が聞いた範囲では、 そういった不明者はないというふうに認識しております。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

今の答弁の中で、もう一回確認をしたいと思います。

というのは、この保育料の軽減でございますけれども、今のほとんどが子供2 人が標準、もしくは1人なんですよ。3人というのはなかなかなくて、また4人 というのもなかなかない。役場の職員でも3人子持ちというのは表彰に値するのではないかというふうな、私聞いてみたら、何人かはいますよ、3人。

やはり、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る方法と言えば、やはり、町長は 医療費は中学校まで導入しました。もっと産み育てる部分で、もうちょっと手を 加えていただいて、じゃ3人目に挑戦しようかというふうな夢と希望を持てるよ うな施策を導入したらいかがかなと。

少なくともこの金額的な部分でいったら、課長、どのぐらいの試算になりますか、1年間。例えば、2分の1の額が3分の1になって、3人目はどうせ無料なわけですから、幾らも財源はかからないでしょう。

柏﨑委員長

答弁を求めます。

町民課長。

町民課長 (柏崎正光君)

現在、保育料につきましては、上限3万円に設けておりますけれども、それは当町でございますが、国の基準保育料につきましては、所得税が7万2,000円以上につきましては、国の基準は4万4,500円、それに対して、町では2万7,000円と3万円、あと所得税10万3,000円以上41万3,000円未満であれば、国の基準であれば、3歳未満であれば8万1,000円、それを当町では3万円と、上限それぞれ抑えております。

それで、その3分の1に2人目を拡大した場合の試算につきましては、これから調査いたしまして、後刻お知らせしたいと思います。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員、よろしいですか。

平野委員。

平野敏彦委員

上限が設定されているのは町長も話をしていますから、それは。ただ、これでいきますと、2人目は上限設定がかかって1万5,000円なわけですね。そうすれば、例えば、3分の1にして5,000円しか違わないわけですよ。そうすると、出生している数からいっても幾らも出てこないんじゃないですか。簡単にわかるんじゃないですか、それは。

だから、そういうふうなことであれば、やはり、金額的にこのぐらいでできますよというふうなことで町長に進言することによって町長が判断するわけですから、いろんな意味で施策進めるサポーターですから、ぜひそういうふうな配慮をして、情報提供していただきたいと。それによって町長が2人目は3分の1に

しようというふうな決断をくださると私は思いますので、そこのところ、担当課 長のほうから、ぜひ積算したものについては町長のほうに報告を願いたいと思い ます。

以上です。

柏﨑委員長

ここで時間延長をいたします。

町民課長、後で、ただいまの質問に対して明確な数値等がわかりましたら、改めて報告をするようによろしくお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

(委員席)

なしの声

柏﨑委員長

なしと認め、第3款から第4款までについての質疑を終わります。

次に、第5款、労働費から第7款、商工費までについての質疑を受けます。 78ページから91ページでございます。

質疑ございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

5款、労働費の雇用対策費、78ページの中の街なかショップ運営委託料3, 254万3、000円について、説明をいただきたいと思います。

それから、補正でもたしかこれは緊急雇用奨励金、19節、もう出ていますけれども、今年度の積算見込みについて説明をいただければと思います。

それから、81ページですが、農業費であります。

農業費については、町長から確認をしたいんですけれども、町長として、町として、今大きな課題になっていますTPPの参加について、安倍総理は参加をするような方向で、自民党でも容認するような形になっておりますけれども、農業が基幹産業である当町にとって、町長はどういうふうな考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、私はこの施策の概要と、総合計画とを比べ合わせてみて、6款の水産業費のところに全然この部分が盛り込まれていないなというふうな感じがしています。まちづくり基本方針の6で活力を創出し住み続けることができるまちの中で水産業の経営基盤強化というふうなことがうたってありますけれども、どれがこの項目の中で水産基盤強化になっているのか。後継者の育成についてもどこなのか。本当に理解ができません。そういうふうなことで、これですよというふうなものがあったら、私はお知らせしていただければと思います。

それから、90ページのブランド推進事業についてお伺いいたします。

ブランド商品については、こういうふうなカタログがあって、認定品があるわ

けであります。この認定品の中で、今現在全てがこの認定品で現品がそろっているのか。それと、この認定したものが爆発的な人気を博したとか、そういうふうなものがあったら、ぜひ紹介をいただきたいと思います。

私は、この街なかショップでも、この全商品これに並んでいるのかなというふ うな形で見てみましたけれども、全てあるわけじゃないなというふうなことも感 じましたので、ぜひ説明をいただきたいと思います。

あわせて、先般、3月2日にブランド推進事業報告会がありまして、私もそれに参加をさせていただきました。内容は町なかサロンおいらせ屋の開店に係る部分、それから、青森・冬のえんぶりとおいらせホッキ小屋の八戸観光推進協議会と共同企画したツアーの報告、それから、おいらせだるま芋へっちょこ汁についての報告でありましたけれども、私はこの席で、本来こういうふうな商品のPRもするべきではなかったのかと。何か都合のいいというと言い方が悪いんですけれども、行政がコマーシャルなるのだけを取り上げて、担当課あたりなんかした場合は継続性がないような感じを受けるわけです。

このおいらせだるま芋についても、今一生懸命宣伝していますけれども、生産者もふえてきたというふうなことで、少なくともこれについてはどういうふうな形、私は一般質問でも言いましたけれども、将来的には起業させて独立してやっていけるような指導をするのか、そういうふうな指導の方向性も示していただきたいというふうに思います。

それでは次の質問で、商工観光のほうに入らせていただきますけれども、このブランド品についての活用の仕方について、私は今おいらせ屋がオープンしました。中には、酒蔵のツアー客とかそういうふうなのに説明するスペースがあるわけです。前にも提案しましたけれども、やはり、こういうふうな認定品をPRする場にするためにも、あそこをもっと活用すべきではないか。ケーキにしても飲み物にしても、そして、例えば、おいらせ屋で1杯100円でコーヒーを出していますけれども、そのコーヒーとケーキとか、そういうふうなものを組み合わせて、500円あったらそこでくつろげる。合コンを四季を通して開催する。やはり、町内には保育園、それからJAとか、さまざま事業所があります。保育園の先生方についても、非常に時間的に夜遅くまでというふうな部分もあるし、土目も行事があったりして、なかなかそういうふうな機会がないというふうなのを聞きます。ぜひ、そういうふうな意味では、6時からとか8時までとか、いろんな企画をしながら、余りお金をかけない、そしてまた、こういうふうな商品のPRをしていくというふうな手段として、今ある施設を活用しながらやっていこうというふうな企画がないのか。これらについてお伺いしたいと思います。

柏﨑委員長

町長。

町長

(成田 隆君)

TPPの話、直接考えを聞きたいということですので、まずもって委員の皆様も昨年の何月でしたか、TPP反対というのを議決されておりますので、それが中央にも行っているはずですし、また、農協団体でも大々的に反対反対と言っております。また、国会議員の今政権をとられました自民党の議員の方々でも、特に東北・北海道の議員の方々が反対という考えのようですけれども、また、政府は特例というんですか、設けて、突入しようということで、いろんな情報が錯綜しておりまして、私どもはこれが絶対正確だよという情報を持ち合わせていないのが現在のところでありますけれども、町の主幹であります農林水産業の方々にすれば、大変心を痛められていることと思います。

しかしまた、一部の方々でしょうけれども、貿易できるようになって、輸出できるのであれば、また、農産物をつくりたい分つくって、安くてもいいから売って利益を上げようというような意見も本当の、少数でしょうけれどもあるのも事実でありますし、また、これは殊に農業だけでなく、金融とか医療、いろんな部分にかかわってくるような大きな問題ですし、ただただ、輸出産業が恩恵を被るからいいんじゃないのかなという考えは、果たして政権、政党がそういうふうに強行していくのかな。やはりあたりほとりに気を使ってくれるのかなという、また期待もしておりますけれども、私とすれば、できれば農産物の自由化はとまってほしいなという思いはしておりますし、また、機会あるごとにそういう団体の働きかけには出たらあるいはアンケート等も来ますので、そういう部分で反対を貫いていきたいと思っておりますけれども、今の流れから行くと、どういう部分が参加になるかはわからないとしても、参加のほうに交渉を進めていかざるを得ない情勢だなというのを分析して、今はただそういう新聞とかマスコミの情報を得て、考えを募らせているぐらいしか情報を持ち合わせていませんので、これぐらいの答弁しかできないということでお許しいただきたいと思います。

柏﨑委員長

町長、農林水産業費で町長の掲げている方針……、農林水産課長。

農林水産課長

(松林泰之君)

お答えをいたします。

水産に関する質問と賜りました。

振興計画、総合計画と予算との反映の絡みというふうなことでございますけれども、水産の部分につきましては、確かに平成25年度予算にはこれといった新しい予算のほうはまずは計上はないです。これまでの継続事業の、例えば、利子補給とかというふうな部分になります。

ただ、この予算にはありませんけれども、今年度、平成24年度から県で行っております地域経営担い手育成事業というふうなものに取り組みをしております。これは、地域のいわゆる既存の組合、漁協さんを含め新たな地域の雇用とか所得の向上を目指す、そういうソフトの部分に対して支援というふうなことで、きょう組合のほうの部分においても、平成24年から5カ年のソフトの部分を活用して、今ある水産業のほかに、また新たな栽培の導入とか、そういう技術経費とか、そういうものをやろうということで、予算には載っておりませんけれども、平成24年、平成25年というふうなことで、向こう5カ年やるというふうなことにしております。

それから、また、栽培漁業の推進ということもこの項目にあるわけですけれども、これにつきましても、まだ直接町のほうはこれから入っていくことになろうかと思いますけれども、先般、漁協さんと十和田市の鮭鱒さんとで、新たな漁業を目指すというふうなことで、町の鮭の遡上を早めるための取り組み等も検討されているようです。

これらにつきましても、この前、会議のほうで協議会設立しましたので、これらについて、またお話等々、相談を受けながら町の支援が必要、やるべきというものがあれば、これらにも入っていきまして、その振興にも入っていきたいというふうなことであります。

いずれにしましても、漁港のほうの管理に関しては、震災前は荷捌き施設とか 漁港、それとハードの部分でいろいろとやってきたわけですけれども、震災でそ れらが中止になったと。以降、この2年間、いわゆる漁業復興のための漁船、漁 網等の復旧に努めてまいりました。その結果、大方の船、漁網等々については先 が見えて、ただ、残念ながら、平成25年度に繰り越しする船、地引網が1槽、 それから定置が2カド分、これがどうしてもこの状況で間に合わないというふう なことから、国の承諾をもらって繰り越ししますけれども、これらのことに取り 組んできたために、なかなかこちらのほうにまで目を向けられなかったというふ うなことと、また、この部分については、常日ごろ、組合の事務方のほうとも連 絡を取り合いながら、何か新しいものがあれば、また事業をやりたいということ であれば、お互いにお話ししながら振興に努めていきましょうというふうなこと 等も話しておりますので、今後とも、これらについては、今の意見も踏まえなが ら積極的に、こちらのほうからも情報をとるというふうなことを踏まえて、計画 に上げておりますような対策を講じてまいりたいというふうに考えております。 以上であります。

柏﨑委員長

商工観光課長。

商工観光課長

(小向仁生君)

平野委員にお答えいたします。

まず1点目のブランド街なかショップの運営に関してのことなんですけれども、これは、昨年からできました事業、メニューでありますけれども、国の第3次補正でもってできた雇用復興推進事業、県が6億円を基金として積み立てて、その中で八戸と当町が手を挙げて、この6億円を活用して雇用創出をするというふうなことで、この民間団体、もしくは企業等に対して委託して実施するというふうなものの事業であります。

これは、事業費に占める人件費の割合が2分の1ということで、この3, 20 0万円のうち1, 600万円が人件費に充てられるというふうなことになっております。

その際、雇用は何人かといいますと、現在、このショップにおいては6人の雇用をしているというふうなことです。

それで、中身なんですけれども、ご存じのとおりかと思いますけれども、本町の空き店舗等を利用したということで、そこで休憩所、それから情報の発信、物販、それらを取り扱うアンテナショップを、桃川株式会社の駐車場にありますおいらっせ桃川で展開しているというふうなことであります。観光のPR、特産品の販売、特産品を使ったファーストフード、軽食喫茶、そして世代間の交流の場というふうなことで提供しているところであります。

それから、2点目の緊急雇用の積算の人数の関係、積算に至った人数、それ等の見込みなんですけれども、平成21年度に基金に積み立てた地域雇用創出推進基金、これを活用しまして緊急雇用奨励金、新規学卒者、それからリストラ者を雇用した際に、2年間補塡しましょうということで、新規学卒者に対しては3万円、リストラに対しては2万円月額支給すると。

そのほかに、緊急雇用奨励金といたしまして、復興分が新設されました。被災 した事業者が雇用した場合、もしくは被災しない事業者であっても、被災者を雇 用した場合に、それに上乗せ5万円を支給するということであります。

今回、新年度予算においては、全体で、これは2カ年事業ですから、全体で前年度分が5名、それから、新年度に新規の分が6名、計11名というふうなことで見込んでいるところであります。

それから、3つ目のブランド推進事業における認定品の関係ですけれども、そのパンフレットにございますこの認定品全では、今のところそろっているというふうに思っております。

ただ、詳しくは確認を現時点ではしておりませんので、もしかすればない商品 というのもあるかもしれません。確かめていないというのが現状であります。 それから、人気商品なんですけれども、ご存じのとおり、黒にんにく、柏崎青 果の黒にんにく、これは人気商品だというふうに思っております。

ただ、これについてはブランドがどうのこうのというのではなくて、推奨して 強力にPRしたということではなくて、自助努力によるものだというふうに思っ ております。

それから、4つ目、モニターツアー等があった場合の商品のPRをすべきだったのではないかというふうなことなんですけれども、モニターツアーに関しては、事前においらせ屋のほうに寄っております。その寄っている段階でもって、このおいらせブランド推奨品、それから認定品、これらを店のほうでそろえているものに関してはそれを買ってもらうように、それから、ない場合でも後日、そろえて宅配するというふうなことでのPRに努めているところであります。

それから、5つ目に、コーヒー100円のほかにケーキもつけ合わせで出したほうがいいのではないかというふうなことで、それらについては、客を呼び込む戦略としていろんなことを考えております。ですから、今も100円のほかにケーキをつけ100円のケーキでもよろしいでしょうし、そういうのもつけてやるというふうなことで、それについては、ブランドの事務局会議、それから、マネージャー等も含めての会議等において、いろいろ話をして、現在取り組んでいるというふうなところであります。

ですから、今おっしゃった平野委員のこのアイデアも、早速話をしてみたいというふうに思っております。

柏﨑委員長

企画課長。

企画課長 (田中富栄君) だるま芋へっちょこ汁の件で、その生産者との中でどのように起業化という話ですけれども、今、だるま芋については、へっちょこ汁で町が12月1日から町内の店舗で、現在は10店舗だと思っていますけれども、販売をしています。それがだんだん売れていくと、その農家の生産もだんだんにふやしていけるし、それがふえることによって農家の所得にもつながっていくのかなというようなことで、どんどんそれが広がっていってだるま芋を生産する方も所得の向上につながっていくような形で進んでいければいいなと思っております。

また、そのためにはJAとおいらせ農協ともいろいろ今後協議しながら、その 辺のところは生産の体制についてもいろいろ協議をしていかなければならない と思っておりますし、農協ともイベント等を通じて今後、大いにPRをしながら、 だるま芋そのものもPRしていく必要があるのかなというふうに考えておりま す。 以上です。

柏﨑委員長

審議の途中でございますが、ここで暫時休憩いたします。 4 時 1 5 分まで休憩 いたします。

(休憩 午後 3時58分)

柏﨑委員長

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

(再開 午後 4時15分)

柏﨑委員長

先ほどは最後のほうの答弁が一応一巡して終わりました。平野委員の再質問が あれば受けます。

答弁漏れがある……、平野委員。

平野敏彦委員

私はこのブランドの商品にPRを兼ねながら、そしてまたこのおいらせ屋の有効活用するためにはおいらせ屋でコーヒー100円で出している。そして、このブランド商品の中でケーキなんかも半額で提供してもらえれば、500円あったらそこに気楽に若い男女が集えるのかなというふうな思いと、そういうふうなものを企画して、合コンをする場に設定したらどうかと。

私は、新聞等で見れば、今は飲食店とかそういうふうなところでやっていますけれども、私はこの合コンというのは単発的にやってもだめだと思うんですよ。年間を通して、四季折々に、例えば、冬場は農業青年とかそういうのをメインにするとか、春・夏・秋・冬というふうな形で、四季折々においらせ屋、それから、今私これから質問したいなと思っているのは、えんぶりとおいらせホッキ小屋のモニターツアーが非常に好評だったというふうな資料をいただいています。やはり、冬になったらこのホッキ小屋、そういうふうなものを漁港につくって、そこで合コンさせる。いろんなアイデアを出しながら行政が進めることによって、私は来る人が信頼度が違うと思うんですよ。各団体であればそれの目的があって、いろんな計算があると思います。行政がやるというのは、そういうふうな欲得がないわけですから、来る人も全く信頼関係を持ってくると思います。

そういうふうな意味では、町内、まず役場にも結構独身の男性がいますし、私は二川目町内ですけれども、うちの保育園でも独身の女性がいるけれども、なかなかそういうふうな機会がないというふうなのを実態として言っています。できれば、そういうふうな企画があれば参加をしたいというような希望もありますので、所属が広範にわたってというふうなさっきの課長の話ですけれども、私は広範にわたるから、例えば、企画課であればこういうふうなアイデアがあります。商工観光はこういうふうなアイデアがあります。そういうふうなそれぞれの課の特性を生かした事業の展開をしていこうというふうな思いというのはないのか。

何かかかわりたくないなというふうな後ろに引っ込んだ課長ばかりいっぱいいるから、それだと、町長のこの施策の実行もおぼつかないのではないかなと思います。

ですから、まずはこの合コンを本当に取り組み、実施するというふうな担当課でもあればお答えをいただきたい。

それと、もう一つ、今言ったように、このモニターツアーでは漁協が対応したホッキ小屋が非常に好評で、アンケートを見てもまた来たいというふうな思いがあります。私は、カキ小屋とか、県外であればそういうふうな部分も非常にテレビなんかを見ますと、好評だなというふうな思いがあります。今、漁港については、先ほど農水課長も言いましたように、荷捌き施設等もなくて、冬場もそのまま荷揚げ作業が寒風吹きすさぶ中でされているわけで、私はもっと金をかけなくても、簡易的な部分でもそういうふうなものがあれば、番屋的な形でのホッキ小屋を活用しながら、四季を通した海の食材提供も可能になってくるのではないかなと思いますので、今、とりあえずこの2点について答弁を求めます。

柏﨑委員長

副町長。

副町長

合コンの件について1点お答えいたします。

(西館芳信君)

これにつきましては、各課というよりも町長からの指示で、事あるごとに、特に青年団と町の職員が主導で活動しているようなところを主体に話をしております。

それは、やはり、都市計画だとか優良住宅だとか医療云々というよりも、何にもまして町に確実に人口がふえるという背景になるということで、あらゆる機会を、今、平野委員がおっしゃいましたような活動を形にしていきたいと思っていることは、本当に確かでございますので、この議会が終わり次第、それなりのものをちゃんとやっていけるように、各課長と話をしてみたいと思っております。

柏﨑委員長

商工観光課長。

商工観光課長

平野委員にお答えいたします。

(小向仁生君)

今、副町長が申しました合コンの関係についても、おいらせ屋での開催という ことに関しては、ブランド推進協議会のほうと来客につながるという意味も含め て、ちょっと話題にしてみたいなというふうに思っております。

それから、2つ目のモニターツアーの実施によって好評を得たということで、 今後もそういうふうなものを年間を通じてやるような考えということだと思い ますけれども、まずは、この前のモニターツアーに関して、ちょっと状況を報告 しますと、ブランド推進協議会が平成22年、鮭まつりに10組33名、カワョ に泊まっていただきました。

それから、平成23年は下田まつりに1組しか募集してもなかったということから、この平成23年は中止いたしました。

それで、これは町内の旅行業者と一緒に独自でブランドが行っていたものなんですけれども、今回、えんぶりと絡めてやれないかということで、八戸の広域観光推進協議会のほうから呼びかけがございました。それに応じて、共同企画したということであります。

ただし、ブランドは、ブランド推進協議会も、それから八戸広域観光推進協議会も法人格を持っていないということから、旅行業を取り扱うことができないということで、今回、八戸の観光コンベンション協会、うちでいう町の観光協会的なものなんですけれども、ここが法人格を持っていて、旅行業の許可を得ていることから、そこの協力を得て、今回実施したというものです。

ですから、企画はブランド推進協議会と八戸の広域観光推進協議会、実施は八戸の観光コンベンション協会。

費用については、ブランド推進協議会のほうで75万円ほど支出しております。八戸の広域観光推進協議会のほうでは50万円、計125万円の経費がかかっております。これについては、旅行費が費用が1人から9,000円いただきましたけれども、それを抜きにして125万円の経費がかかっているというふうな状況であります。

それで、委員おっしゃったおいらせホッキ小屋でのおもてなしが好評であったということから、これについては、報告として私どもも見ておりました。今後も実施すべきというふうな意見だというふうに思いますけれども、あそこで実施することに関しては、県の管理下にある漁港での安全対策等も含めてなんですけれども、商売が可能なのかどうか。それから、可能だとしても、天候に左右されて、ホッキの提供が必ずできるのかと。そして、提供はできたとしても、今度は万が一、食中毒を出したときの責任の所在、これはどこがとるのかというふうなことで、ホッキ貝のPR、試食を目的として価格を抑えて、賄うことができるのかと。いろんなことが想定されますので、そういったことを一度関係者で集まって協議してみなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

行政として懸念されるというふうな思いでありますが、私は本当にそういうふうなことだけであればなかなかアイデアも出てこないし、実行もされない。まずはやってみて、課題が出てきたらそれを解決しようというその意欲がなければ、私は本当に行政としてそれでいいのかなというふうな、取り組みでいいのかなというふうな疑問を感じます。

それで、この水産のかかわりの中では、荷捌き施設等についてもないわけで、できれば冬場のホッキ操業に係る水揚げとかそういうふうな部分も漁業者がいるんな意味で作業するようなものについて、今年度ぜひ対応していただきたいなというふうに思っております。この辺については、水産振興の中に災害復旧関連の基金とか、そういうふうなものがありますから、ぜひそういうふうな基金活用を有効にして、役立てていただきたいと思います。

あと、やはりこのホッキ小屋については、いろんな意味で町の地場産品の販売とかそういうふうなのについては、すべからくそういうふうなリスクが伴っているわけですから、やはり、そういうふうなものだけでいったら、本当に私は行政として町民の信頼関係、そういうふうなものは築けないと思いますよ。そのために保険とかそういうふうなものもあるわけですから。私は、やはりやらないでそういうふうな議論をするというのは、ちょっと町長の言う部分とは大きく後退しているなというふうな気がします。ぜひ取り組んでみて、こういうふうな課題、こういうふうな問題が発生した。じゃそういうふうな形で解決どうしますかというふうな、議会と一緒に一体となってやっていこうというふうな意思があれば、議会だっていろんな意味で応援していくと思います。引っ込んでばかりいるからいろんなことで言われるのであって、やはり、そういうふうな強い思いをぜひ施政方針の中のただ字句表現だけでなくて、行動にあらわしていこうというふうな思いを持っていただきたいと思います。

以上です。

柏﨑委員長

答弁を求めますか。(「いいです」の声あり)

次に、馬場委員。

馬場正治委員

90ページ、商工費の4目、観光施設費の13節、下田駅前広場等管理委託料 60万6,000円の内容をご説明いただきたいと思います。

柏﨑委員長

分庁サービス課長。

分庁サービス課長

90ページの観光施設費の委託料です。下田駅前広場管理委託料、これは下田

(日ヶ久保 昇君)

駅前を三田町内会に29万円お願いしております。

それから、向山駅前、それから一里塚、東北自然歩道、これをシルバーに31 万6,000円委託しております。

それから、上のほうの施設管理の377万円でございますが、これは白鳥の家の管理業務、それから特別水槽とか浄化槽、ここの委託料11件ございます。 以上でございます。

柏﨑委員長

馬場委員、よろしいですか。

馬場委員。

馬場正治委員

そうすると、施設管理課のほうで町内のいろんな公園とか公園施設の管理、それとは別にこういうふうに分けて予算計上しているという。向山の駅前広場も含めてね。なるほど。公園管理委託料はまた別に計上していますよね。ちょっとわかりにくいな。

そのように分けて計上しているというのは、これは観光地として捉えているから分けて予算計上しているということで理解してよろしいですか。

柏﨑委員長

分庁サービス課長。

分庁サービス課長 (日ヶ久保 昇君) 委員おっしゃるとおりでいいと思います。

柏﨑委員長

馬場委員。

馬場正治委員

向山駅前広場とか下田駅前広場が観光地に該当するというのは、ちょっと私、 意外でございました。むしろ下田公園とか、いちょう公園とかそっちのほうが観 光地の商工観光のほうの予算に該当するのではないかなと私は思いましたけれ ども、どうでしょう。私の考え、おかしいでしょうか。

柏﨑委員長

分庁サービス課長。

分庁サービス課長 (日ヶ久保 昇君) この部分は最近変えたのでもないし、前々から引き継いでいるのもあるんですが、農村公園の関係は6款に入っていますね。いちょう公園、下田公園等は今度8款に入っているんですよ。一応、さっき委員おっしゃいましたとおり、ここは観光に関係ある部分のほうが強いのかなということで、ここで計上しているものと理解しています。

以上です。

柏﨑委員長

馬場委員。

馬場正治委員

わかりました。

私が質問したのは、町内会が草刈り、ごみ拾い等の委託を受けて、町内会で年に7回から8回、草刈りはしております。その委託料は、私は公園管理費のほうでいただいていると思っていましたので、この60万6,000円は何の業務を委託しているんだろうと、さっぱり業者が来ているふうもないなと思って質問いたしましたので、その辺の予算の科目の分け方について、もう一回整理をしてみるべきではないでしょうか。意見として申し上げておきます。答弁は結構です。

柏﨑委員長

ほかに質疑……、松林委員。

松林義光委員

89ページの観光費、賃金182万円、これは何人分なのか。

それから、白鳥が飛来する下田公園、駐車場が立派に整備したら、鳥インフル エンザの関係で餌づけができなくなったということで、白鳥飛来が大幅に減少し たわけであります。

今冬、私はあそこを時々通りますけれども、市内に白鳥が飛来しているようでありますが、今どのくらいの羽数が飛来しているのかお伺いします。

それと、現在、鳥インフルエンザの関係で餌づけはできないんですけれども、 当分餌づけはできないということなのか。他市町村で白鳥が飛来している場所に おいて餌づけをしている県内で結構ですけれども、餌づけをしている飛来地がな いのか。そして、現在も国、県から餌づけをしてはならんよという通達が来てい るのかどうか。

私はこの下田公園の白鳥飛来地は過去には一冬10万人の見学者があると伺っております。町の活性化につながっていると、こう思っております。インフルエンザには勝てないかもしれないけれども、残念でなりません。ということで今お聞きいたします。

柏﨑委員長

商工観光課長。

商工観光課長

松林委員にお答えいたします。

(小向仁生君)

まず、89ページの賃金の182万円なんですけれども、この賃金に関しては、 臨時職員の1名の賃金であります。 その臨時職員については、今回、新年度事業として盛り込んである里山フォーラム等の下田公園のあり方を探る事業、それから白鳥の駐車場の盛り土の整備事業、それからおいらせ検定、これらの事業を行うためにぜひとも臨時職員1名をつけていただきたいということでお願いしたものであります。

それから、白鳥の数ですが、現在、白鳥の数に関しては、はっきりとした数字は押さえておりません。申しわけございませんけれども。ただ、ことしの冬は50羽、60羽という単位でもって白鳥が飛来していたと、とどまっていたというふうに見ております。

ただ、これから北へ帰るに当たって、中間地点としてここに立ち寄る白鳥がこれから数多く出てくるものと思われます。

それから、2つ目の餌づけをしているところですね。県内にはございません。 ただ、県外については、宮城県とか向こうのほうに行きますと、餌づけをしてい るところがインターネットで見る限りでは見受けられます。

それから、あと餌づけの自粛なんですけれども、これに関しては、今回も昨年の12月に県のほうからそういう要請の文書がありまして、それに基づいて、観光協会等と話をいたしまして、餌づけの自粛を決定したというところであります。

以上です。

柏﨑委員長

松林委員。

松林義光委員

賃金、ちょっと勘違いしました。

じゃ今ボランティアでやっている蝦名さん方は、観光協会のほうから手当が、 謝礼が出ているということでしょうか。

それで、もし観光協会のほうから出ているとすれば何人で、現在、餌づけもしていませんので、どういうふうな業務をその方々が行っているのかお伺いしたいと思います。

国、県から昨年の12月ですか、通達が来て自粛するようにという話で、観光協会と協議した結果、当町も自粛することに決めましたという話でありますが、通達には勝てないかもしれませんけれども、県内は本当にないんですか。県内の餌づけをしている場所ですね。何かあるように私は若干聞いたような気もしますけれども、ただ、県外にはこの事例があると。町の活性化に私はもうこれは2年つながると思っていますけれども、この通達を無視して、県外と同じく餌づけをするというふうな勇気はありませんか。

柏﨑委員長

商工観光課長。

商工観光課長 (小向仁生君)

まず、1点目の白鳥管理人の謝礼の関係なんですけれども、先ほど委員おっしゃった蝦名さん1名を雇用しております。

それで、その仕事内容ということなんですけれども、それについては、冬期間でもありますので、除雪等をして車が入れる、それから、柵のところまで見物客が行けるというふうなことをしながら、その安全対策も含めてとっているというふうなところですし、また、見物客が来た際には、その白鳥のことをるる聞かれた場合に説明するというふうなことも行っております。

それから、その通達的なものを無視してやる考えはないのかということですけれども、鳥インフルエンザそのものが収束しない限りは、もし万が一、そこで鳥インフルエンザがここが発症源だよというふうなことになって、この県南地方に広まっていった場合には、物すごい影響が出ると思います。そういうことを考えると、やはり、自粛せざるを得ないのかなというふうに思っております。

以上です。

柏﨑委員長

松林委員。

松林義光委員

わかりました。

先ほど、県外のほうでその事例があるという話であります。恐らく仙台のほう にも通達が私はあったと思っています。そういうことも調査しておいてもらいた いと、こう思います。

以上です。答弁いいです。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

楢山委員。

楢山 忠委員

ちょっと聞きたいんですけれども、88ページの商工会のプレミアム共通商品券の発行補助金についてなんですが、これは去年は二度やっていますよね。同じぐらいの金額でやっているのではないかなと思うんですが、これは災害復興のそれらを含めてのことでやっているのでしょうか。それとも、大体毎年これからやっていこうとしているのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

柏﨑委員長

商工観光課長。

商工観光課長

楢山委員にお答えいたします。

(小向仁生君)

委員おっしゃるとおり、昨年もこの商品券を実施しておりました。その際は、 震災復興支援ということで実施しております。

昨年は、2回ではなくて1回、その金額規模が1億円というふうなことで、1 億円ですから2,000万円町が持ち出したと。今回は5,000万円で半分の 1,000万円を町が持ち出してやるというふうなことであります。

これについては、今回は、この半分にしたという経過については、昨今、この景気の上向き、これらが見えてきているということから、あえて消費を喚起しなくても、助長しなくても一定の消費が町内でも見込まれるのではないかというふうなことから、復興支援という名目ではありますけれども、今回は主眼を弱者対策的なものに目を向けて取り組もうというふうなことで、半額の5,000万円を計上したところであります。

ただ、その費用については、先ほど言いましたように、震災復興の基金を活用 して行っている状況です。

以上です。

柏﨑委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

よくわかりました。

これが、その効果について地元企業に対する利用率、または外部から来た大手の企業さんで使われたそれ、どれぐらいの割で合っているのか。それから、これは実際に未使用の券もあるものなのかどうか。それをお聞かせ願いたいと思います。

柏﨑委員長

商工観光課長。

商工観光課長 (小向仁生君)

平成24年、昨年に実施したもので申しますと、昨年は1億円で、先ほど言いました2,000万円がプレミアムということで、そのプレミアム分を使用制限かけました。大型店では使用できない、町の小さなお店で使用できるようにということで制限をかけました。

その結果、1億2,000万円のうち、換金された額が1億1,976万4,000円、換金率が99.8%ということになっております。若干でありますけれども、記念にとっておいたのか、もしくは忘れてそのままにしてあったのかというふうな状況だと思います。

それで、大型店と地元商店の使用された、購入された割合なんですけれども、

前回、平成21年に行った際は、大型店が7.5、地元の商店が2.5の割合でありました。ところが、その2,000円分を地元の商店に限定したということから、それ以上のものが地元のお店から買ってもらったというふうな効果だと思いますけれども、6対4の割合で、2.5から地元が4に伸びているというふうなことです。金額でいいますと、大型店が7,000万円、地元の商店が5,00万円ということで、当初、プレミアムの2,000万円から3,000万円 ふえた形で地元で消費されたというふうな状況であります。

以上です。

柏﨑委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

よくわかりました。

結構効果があっているようですので、ことしもやるというふうなことですから、やっていただきたいと思いますけれども、先ほど、ことしは弱者に対してのそれを重点的なそれでやりたいというふうなことなので、私は、それをある面では心配していたんですね。お金がある人はいっぱい買う。そうすると、ゆとりのある人だけが得をしているというふうなそれがある。ところが、大変ある面では困っている人が買えない。そうなると、なにか不公平感が生ずるのではないかなというふうなことを考えていましたので、そこら辺を十分気をつけてやっていただきたいなと、そういうふうに思っていました。

柏﨑委員長

商工観光課長。

商工観光課長 (小向仁生君)

お答えします。

弱者の、先ほど言いました、その方法といたしましては、購入できる商品券を 5,000円券で1枚プラス。今までは1万円で2,000円プラスの券だった んですけれども、それを 5,000円プラス1枚の券でもって発行したら半分の 額で済むので買いやすいのかなというふうに思っておりますし、また、年金の支給月に合わせての発売というふうなことにしたいと。昨年は、年金の支給月とは また別な隔月で年金を支給していますけれども、別な月だったものですから、も う年金が底をついたというふうな声が結構聞かれましたものですから、年金の支給月に合わせると。

それから、あと本人でないとだめですよというふうなことで売ったんですけれども、実際はその場に購入に来れないと、商工会のほうにですね。そういう方もおりまして、その際は、障がい者手帳なるものを提示すれば家族でもその分買え

ますよというふうなことにしようかと。

それから、去年はお盆の商戦に合わせて発売したんですけれども、今回は、ことしは、正月の商品戦線に合わせてやったらどうかというふうなことを考えております。

やはり、夏場よりも冬場のほうが計画的に出るのではないかというふうなこと で、そこにプレミアムを持ってこようというふうなことを考えておりました。

ただ、一番心配される買い物ができるお店が近所にないというふうなこと、これに関しては、特効薬、打開策というのは、今のところとれていないというふうな状況にあります。

ただ、お年寄りの方々が正月戦線でやりますと、もしかすれば自分は券を買わなくてもお年玉として使ったり、また、新入学の時期にも入っていくので、それら子供、孫に使うというふうなこともあるのかなというふうなことで、そういうのも考えて、今回は冬に仕掛けてみようかというふうなことを、商工会のほうと今話をしているところです。

以上です。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

(委員席)

なしの声

柏﨑委員長

なしと認め、第5款から第7款までについての質疑を終わります。 次に、第8款、土木費から第9款、消防費までについての質疑を受けます。 91ページから102ページでございます。

田中委員。

田中正一委員

94ページの8款、土木費でございますけれども、この土木費の中の除雪対策 費のことなんですけれども、委託料、3,000万円になっているわけでありま すけれども、この除雪作業の委託なんですよ。私が聞きたいというのはですね。

これは昨年から雪が多くて、本当に役場の職員たちも業者の方も大変だったろうと、こう思っています。

3月を迎えて、ここのところ、本当にお天気もよくて、雪解けも早くなっているんですが、これ、昨年ですか、これはそっちの町道は別として、生活道路、町内のトラクターでもやれないものかということで、ことしも相当苦情が来ていると思うんですよ、役場のほうにも。

これはトラクターではやれないというようなお話も聞いていたんですけれど も、十和田市のほうでは小山田市長、ちゃんとトラクターで除雪するという、生 活道路は確保するというふうな十和田市のあれですけれども、これはおいらせ町 では、来年の除雪の対策について、生活道路だけでも、きのうも平野委員のほうから話があったんですが、歳をとった人の入口、普通の町道ですか。大型機械で入れない道路もあるわけです。だから、そういうことのためにも、何とかこれはトラクターとか持った人、油代をやればいいと思うんですよ。地域のことですから、お互いにね。ですから、これをやるあれがないのかなと思って、今あれしたんですけれども、その点、ちょっと聞きたいと思っています。

柏﨑委員長

地域整備課長。

地域整備課長 (中村惠一君)

トラクター除雪についてはもう数年来のことでございます。

この件については、取り組んで3年目になります。その間、関係機関その他から情報収集をしてやってきました。

今年度、十和田さんのお話もございまして、これは大分前に十和田さんから情報を入手してございまして、その件も含めて、八戸陸運局、それから三沢警察署と打ち合わせを行いました。

結果とすると、八戸の陸運局は、トラクターは小型特殊自動車ということで管轄外と。三沢の警察署からはトラクターは道路維持車両ではないということで、通行許可証を、いわゆる通行外禁止車輌の指令書があるんですけれども、それは出せないということで、今のところ、私どもとすると、トラクター除雪には踏み込めないということで考えています。

ただ、基本的には、十和田さんのところについては、一応ちょっと山のほうの、 奥のほうの路線ということで、いわゆる許可とすると、道路工事の路線というよ うな考え方で、十和田の警察署でやっているということです。

この件で、三沢の警察署にもお話をしたんですけれども、やはり、おいらせ町は十和田さんとは違いますということで出せませんということで、今のところそういう状況です。

ただ、私ども当地域整備課とすると、通行禁止除外指定者になれれば、私ども はお願いをしたいというふうに考えています。

それから次に、燃料費の件ですけれども、これは、三沢の警察さんから注意を されていまして、油代を出してもそれはだめですよということで、私ども注意を されてございます。

ただ、今後、三沢の警察署を含めて、青森県警そのものが変わるのかどうかと。 今後の動向を見ているというところです。

以上です。

柏﨑委員長

田中委員。

田中正一委員

今、山のほうではないかと、こういうふうな話でありましたけれども、実質は町内のほうもやっているんです。私、きのう会議があって聞いてきました。だから、これは法もあると思うんですけれども、警察のほうにですね。我々、本当に車うるさいところならしようがないですよ。やれるもんじゃないですよ、我々トラクターでね。ただ、町内でも違うと思うんですよ。我々のような町内、車、学校の前でも3台か4台しか走らないだけの道路を片づけるぐらいは、これはもし頼まれて、そこの1組なら1組という班があると思うんですけれども、頼まれて行ったと。これは全部我々行った人の責任になるかとは思うんですけれども、これ、何とかしてやっていただかないと、油代はただでもいいですよ。もし万が一のことがあれば、課長、笑うところでないんですよ。本当ですよ。

今回、2月でしたか、役場へ私も来たんですよ。雪降るといえば土日なんですよね。土日。来て、町内の人から電話がかかってきて、町内会長に連絡して、来ても誰もいない。関係する人が役場に。では誰がやるかといえば、結局は申しわけないですけれども、いいや、押してしまれと。すごいですよ。町内のあのこうなった後ぐちゃぐちゃになって、天気いいとき。

だから、そういうこともやはり考えていただいて、なるべく三沢のほうにも、これは違うのであれば三沢のほうにもちゃんと警察に行ってお願いしてやるように、十和田でできているのにおいらせ町ではできないというわけに、これはとてもならないと思うんですよ。

それと、いいですか、もう一つ。ことし、吹雪いたのが、私、こんなに吹雪いた年、知りません。それで、あの下田小学校から鍋久保へ行く道路、あれポールないんですよね。みんな自動車滑っているんですよ。老健のバスから。鍋久保へ行く人たち。トラクターで引っ張ってあげたりしてあげていたんですけれども、その引っ張ってあげるのもだめなんですか、トラクターで。そこらも聞いてみたいと思います。

柏﨑委員長

地域整備課長。

地域整備課長

(中村惠一君)

まず、思いは田中委員とほぼ同じでございます。

ただ、どうしても私ども役場とすると、三沢さんとやっても法対法の中のお話で終わりますので、ですから、ここでいいかどうかあれですけれども、やはり、 実際に町内会さんでおやりになりたいと思うのであれば、直に三沢の警察さんと協議をいただければと思っています。 どうしても、私ども法を破れと、警察には言えないものですから、どうしても そこで終わるということになりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、もう1点、三沢警察署から確認をしているのは、今、皆さんトラクター除雪でボランティア的におやりになっているのは十分承知をしています。ですから、それについては三沢の警察署のほうではっきり言いませんけれども、社会通念上行われていることについては、目をつぶるといえばいいのか、それは仕方がないだろうと、こういうお話です。

以上です。

柏﨑委員長

田中委員。

田中正一委員

私さっき言った鍋久保の線、あれにポールを建ててもらえないかという、見通 しがきかないものですから、車が入ると思うんですよ。吹雪いたとき。ポールが あればそんなに入る車がのめり込むということはないと思うんですよ。そこのと ころだけちょっと。

柏﨑委員長

地域整備課長。

地域整備課長 (中村惠一君)

私ども、ポールはコーナー部とかちょっと見えない部分は、多少は立ててございますので、真っすぐな路線のところは、予算上もありまして、立てていないのが現状なので、うちのほうの担当と来年度に向けてちょっと検討させていただければと思います。

柏﨑委員長

田中委員。

田中正一委員

どうもありがとうございました。

今課長言ったように、個人的にも三沢の署のほうに行って聞いてみたいと思います。行政でも、できたら、やはり警察のほうに赴いて、やはりその思いというものを、個人的にじゃなくて、思いというものも話してほしいなと思うんです、私は。

以上です、終わります。

柏﨑委員長

次に、吉村委員。

吉村敏文委員

101ページの9款、消防費の13節の委託料なんですが、ここで雨水排水処

理委託料と、それと避難計画定着化方策検討業務委託、それと大規模避難施設整 備構想調査業務委託、この内容を説明お願いします。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長 (中野重男君)

それでは、吉村委員にお答えをいたします。

まず1点目、雨水排水処理委託料の件でございますが、災害時に増水あるいは 溜まった水の排水処理等を業者に委託する分の災害時用の分の委託でございま す。

それから、避難計画定着化方策検討業務委託料につきましてお答えをいたします。

この事業につきましては、復興地域づくり計画ができますので、その実効性の確保策としてモデル地区を設定し、自主防災団体を母体にしながらL2対策の避難方法を実践し、定着化を図るとともに、その課題抽出を目的として、いろんな視点、男女の視点、要援護者の対策等も含め、モデル事業として今回、定着をさせていただいて、ほかの地区への波及を狙いたいという思いの事業でございます。

それから、大規模避難施設整備構想調査業務委託料でございますけれども、これにつきましては、背景として、復興地域づくりの計画の中で、私どもが課題として挙げている部分がございます。一の川から南側の大規模避難拠点施設として、その方向性や調査検討をすると、しなければという思いがございます。必要性や事例調査、整備構想など、その一の川南側の全体の避難のあり方も含めて、大規模な収容施設関係の再編も含めた形で将来L2対策としてどうしてもここのところは準備をしていかなければならないと考えているところです。

昨今の政権交代によって、交付金事業等の柔軟化も叫ばれている中で、このような形でいつぽこんと財源が出てくるやもしれないという動きの中で、我々のほうが先にこれを構想を詰めておいて、いざというときにはすぐ手を挙げられるような調査委託をして準備を進めたいと。あるいは課題をきちっと把握して再編計画に役立てたいという思いの委託関係でございます。

以上です。

柏﨑委員長

吉村委員。

吉村敏文委員

雨水のほうですね、これは前から多分課題視されているところだと思うんです が、その箇所、まだ今検討という話なんですが、これはもう大分検討されている と思うんですけれども、この業務委託ということで、これは何カ所、今のところ 予定しているわけですか。これは確認ですね。

それと、あとの二つの委託料なんですが、これは今避難計画、今コンサルをお願いして地域の代表の方と一応話をしているわけですが、その中の今の調査をしているわけだと思うんですけれども、その中の部分で、これは重複しないものなんですか。そっちのほうである程度のものは出てきているような気はするんですけれども、今の話の中でこういうふうな構想は出てきているのではないかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長 (中野重男君)

吉村委員にお答えいたします。

1点目の雨水排水処理の関係でございますけれども、積算の箇所数というのは、今現在持っておりませんで、例年、前年の実績を含めた形の平均額の72万円ぐらいが排水で処理する形の委託数ということで、特にあそこがたまる、ここがたまる、その箇所数を掛けて積算をしているということではございません。

次に、避難計画定着化の委託料の関係ですけれども、委員ご指摘のとおり、復興地域づくり計画が出てきますので、ワークショップで皆さん方の知恵を拝借させていただいた一定の報告書が今上がります。この計画と、この委託料の業務委託については重複しないかということでございますけれども、あくまでも復興地域づくり計画は、全体の避難方法あるいは避難施設のあり方とか課題とかをきちんと明示させていただきましたので、それを元に、今回は実証すること、実際に動いてみるということのシミュレーションをきちんとモデル地区を選定して実際にやってみたい、やるんだということで、一つのモデルをつくったら、その一つのモデルが次の地区へ、次の地区へと波及するようなやり方を今回、考察をして予算要求したということでございます。

柏﨑委員長

吉村委員。

吉村敏文委員

今、最初の雨水のほうは納得しました。

今、このモデル地区を想定していくということになっていくようでございますけれども、今の防災避難の調査をしているわけですけれども、どうしてもその中の部分である程度のものは出てきているのかなという気はするんですよ。それをもっと進めて、今度はそこをもっと深めて、モデル地区を選定して、それを検証して広げていくんだというふうな捉え方でよろしいのですか。

最後、よろしくお願いします。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長

委員おっしゃるとおりということで、私も同じ認識でございます。

(中野重男君) 柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

楢山委員。

楢山 忠委員

101ページについてなんですが、委託料に当たるのかどうかわからないんですが、今、海抜表示がきのうあたりもマスコミで取り上げられて、盛んに行われていますけれども、私、最初に見たのが木内々小学校に設置されていたのを見たんですが、そこで見たのが10メートルと書いてありました。私、単純なもので、地震で24メートルなり20メートルの津波が来るというふうなことで考えてみると、10メートルとなると、どういうことになるんだろうというふうな考え方、単純に思ってしまうもので、そこの10メートルがどういう、木内々の小学校を例にして説明願いたいと思うんですが、安全なのかどうなのか。そこら辺を20メートルなりが来たときに木内々小学校が大体幾らの津波が来るのか。何か聞いたところではゼロだというふうなそれがあるんですけれども、町民にとっては単純に物事、町民というよりは私が単純だろうと思うんですけれども、プラスマイナスで考えると、20メートル引く10メートルだと10メートル分残るのではないか、それが浸水の条件になるのかなというふうに考えてしまうもので、そこをちょっと教えていただけますか。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長

楢山委員にお答えをいたします。

(中野重男君)

まず確認をいたします。L2024メートルが学術的に来ますよというお話をさせていただきました。まずこれにつきましては、24メートルあるいは川口地区では最新で公表でいくと20メートルぐらいなんですけれども、その20メートルもしくは24メートルの津波がそのまま帯のままずっとこちらのほうに向かっていけば、来ることは来るんですが、基本的に公表されている皆さんの各地区の深は、本町地区では6メートルという最大深というのはきちんと明示されています。それは、あくまでも学術的に防潮堤あるいは百石道路等を、海抜をきちんと計算に入れたシミュレーションの結果、公表された浸水深ということになり

ます。

木内々小学校の場合は、その海抜が10メートルですので、ここらにつきましては、結論からいうと、木内々小学校は安全でございますが、間木の地区の一部の低い田んぼの地区については、若干川からの越水がありますので、ひたひたと来ることはあります。ただ、これも基本的には、安全とはいえ自然が相手ですので、あくまでも目安として考えていただければと思います。

確認します。24メートルから10メートルを引いて、14メートル来るということではなくて、あくまでの浸水深のところを海抜とは関係なく見ていただければと思います。

柏﨑委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

だんだんに理解できるようになってきました。

そこで、今海抜表示は250カ所に表示をするというふうなことで進めているようですけれども、間木のことで申しわけないんですけれども、集会所が一時避難所というか集合場所的な形になるわけですね。そういう集合場所になるところの集会所にも表示をしていただけないものかなと、そういうふうに考えますけれども、いかがですか。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長 (中野重男君)

楢山委員にお答えをいたします。

今回、第1回目が250カ所ということで、基本的に東北電力の電柱に貼らせていただくということで事業を進めさせていただいていました。

進めてから何件か問い合わせがありまして、「うちのほうにもつけてくれないか」とあるいは「こっちにも必要ないか」というお話も何件か、今現在いただいているところです。

その数を推移を見ながら、次年度、またまとまった数が出てくるようであれば 補正をさせていただいて、それらの施設等も踏まえて、もう一回検討させていた だければと思います。

以上です。

柏﨑委員長

楢山委員。

楢山 忠委員

ぜひともお願いしたいと思います。

いつも集まっているところにどうしても人が集まりやすい。そこが海抜何ぼで、ある程度の安心の度合いがあるんだとかないんだとかというふうな判断もしておいた上で、避難方法なり何なりを考えていけばいいと思うもので、お願いをしておきます。

以上です。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

平野委員。

平野敏彦委員

今、楢山委員も質問しましたけれども、私はきのうですか、この海抜表示がどこにあるのかなと思って、実際に国道338号を走ってみました。三沢漁港に行って帰ってきたんですけれども、三沢のほうはもう表示されてありまして、「お、そうか」というふうな形で、二川目に入ったら何カ所も探してようやく気がつくというふうな程度です。私は、本当に被災した町内に対するこれでいいのかなという、三沢のほうは間隔的にもっと距離も近いし、目につく箇所に、目立つところは必ず表示されてあるなというふうな確認をしたわけです。感じたわけです。

今、楢山委員が言った海抜表示のその前のサンプルから見ますと、このあたりの地面は海抜10メートルとかとありまして、今答弁の中にあった浸水深というのはどこに表示されてあるのか。私はちょっと書いてあるのかなというふうな、表示のされ方について、まずこれは一つお聞きをしたいと思います。

それと、今、補正で対応する考えだというふうなことですが、町内会とかそういうふうな部分で、これからうちのほうも4月7日に春の清掃があります。そういうふうな中で、いろんな要望が出てきたときに、東北電力の電柱だけでなくていろんなところへの表示が要望に応えるような形で補正で対応できるのかどうか、早目にできるのか、その辺も一つ確認をしたいと思います。

そういうふうな意味では、この浸水深、これも別個で表示するのか、ちょっと 確認したいと思います。

柏﨑委員長

答弁を求めます。

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長 (中野重男君)

まず、私のほう3点とお伺いしましたから、漏れたらまたご指摘いただければと思います。

まず1点目ですけれども、どの資料に浸水深等の数字ということでございますが、皆様方に全員協議会の際にお配りした資料プラス、カラーでA3版で大きく

刷った部分、見えにくいかと思いまして、拡大した部分の資料の中に、海抜と浸水深の、公共施設関係の部分で参考数字として掲載させていただいているところです。

それから、2つ目、早くできるのかというところでございますが、できるだけ 数がまとまった時点のぐあいを見ながら、相談させていただいて、できるだけ早 目な形をとりたいと思っております。

それから、浸水深の表示ということでございますけれども、これにつきましては、防災の私どもの担当としては、浸水深の表示についてはしてはならないと思っていますし、する予定もない。なぜか。一つの境界と思い込んでいただいて、それ以上逃げなくてもいいという誤解が生ずれば大変なことになるという思いで、実は海抜表示は参考値ですよ、しかも浸水深は入れませんよという強い思いのことでご理解をいただければと思います。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

資料は私も見ています。県の浸水予想図。この中に浸水深があるんです。私は さっき答弁を聞いて、その海抜表示の中にこの浸水深も表示されているような理 解をしたものですから確認をしたわけです。

今行ってみますと、ある程度の数がそろってからというふうなことですが、実際に今、3月17日が三沢のホッキまつりです。そのときに、町外、そういうふうな部分で338号を通るたくさんの方がいると思いますけれども、やはり、そういうふうな中で、三沢はいっぱいあるのにおいらせ町ついているのかなというふうなぐらいしかないことからいっても、行政的な配慮に本当に疑問を持つのではないか。私は少なくともその国道だけ、東北電力の柱だけではなくて、地域の、まずは浸水した地域のところにちゃんとここは何メートルだよと、全般の部分で何メートルだから来ているんだというふうな意識をちゃんと植えつけさせないとだめだと思うんですよ。そうすることによって、危機意識が出てくるし、避難もする。心の準備ができるわけです。

機械的に点をつけてそこに張りつけをしていくというふうなことについては ちょっと配慮が足りないのではないかというふうなことで質問をしているわけ です。

ですから、これらについては、いろんな形で災害関係の財源があるわけですから、早急に対応してほしいというふうなことです。

あと一つは、今**楢**山委員も言ったんですけれども、集会施設、学校、集会所、 いろんなところには、やはり、なるほどなというふうな部分での目につくところ への表示も、メッシュだけじゃなくてやるべきだと。公的な場所については必ず そういうふうな表示をすべきだというふうに私は思います。

そういうことで、今、数がそろうとかそうじゃなくて、次の補正する機会があったら直ちに対応するというふうなことで、室長どうですか。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長 (中野重男君)

お答えをいたします。

海抜と浸水深と一緒ということの、私のちょっと説明不足だったと思います。 あくまでも海抜は海抜、浸水深は資料でということで、それから、三沢のほう がいっぱいで、おいらせ町の浸水地域は細かくというご意見、もっともだと思い ますが、細かくの限度もありますので、あくまでもこの海抜表示につきましては、 どの数字が妥当かということも我々の課で討議しました。1本ずつの電柱がベタ ーなのか、1本置きがいいのかあるいはもっと細かくやったらいいのかと。

ただ、話題としては最初はそうでしょうけれども、だんだん見なれてくると、 人はなれてくるとどうしてもということが出てくるという学術的な裏づけがあ りまして、適度な数字というのはどこまで求めればいいかということで、非常に 難儀した点が今思い浮かんできました。

だけれども、まず希望が出てくるようであれば、私たちとしては無視はできませんので、なるべく早目の対応はさせていただきたいと思いますが、もう一つ、 公共施設への今回は27カ所、今回の事業でやることにしていますので、町内会 の施設関係については、またこれから検討させていただければと思います。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

私は、今課長が言っているんだけれども、もう少し町内会、そういうふうな現地の声を事前に聞くべきなんですよ。こういうふうな計画がメッシュでこういうふうな形で張りつけますよというふうなのができているんじゃないですか。だったら、この部分について町内会の意見を聞くとか、実際の生の声を全然反映していないのではないか。私が何回も言っているのはそれですよ。だから上から目線でばっかりやっているから私は疑問を感じる。もっと実際に被害に遭った地域とかそういうふうな人方の声がどういうふうに反映されているのかという、何も反映されていないでしょう。

課内で話をしたって、それは町内の中で現地を見ているわけでもない。そうい

うふうな仕事をするから、私は疑問を感じるんです。

あと一つは、この浸水深がもう出ているんだけれども、私は八戸とか、3.1 1ではここまでの津波が来ましたという表示があってもしかるべきだと。特に、二川目にあっては郵便局の公衆電話がありますけれども、あそこはちゃんとあとがあって、ポストが、あの電話ボックスが完璧になくなるかなというぐらいまで来ているわけですよ。ですから、そういうふうなものをちゃんと記憶風化させないための表示をしたり、それだけ津波というのは危険だというふうなものをやるべきなんですよ。そうでないと、ただ柱のこれだけでは実感が、この地域は海抜10メートルだ、15メートルだ、20メートルだ。車で走ってみて、あれここはこんなに下がっているのかなというふうな、道路は同じなんだけれども、そういうふうな感じも受けますし、だから、やはりここまで来たよというふうな部分の、その表示も私はすべきだと思いますが、どうですか。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長

平野委員にお答えをいたします。

(中野重男君)

まず事前に声を聞くべき、反映されているのかというご指摘でございますけれども、私たちはこれまで発災からアンケートや懇談会、ワークショップなど、さまざまな町民の方々から、これはいただいた結果の事業ということで認識をしています。要求、要望があってのお話でございます。

それから、3. 11の浸水の表示をすべきではないかというご提案でございますけれども、他県であれば、今回の宮城、福島あるいは岩手のほうは最大の津波だということで理解をしていますが、当町における本件では、まだ最大ではないという認識でございます。よって、今回、3. 11の提案の表示をすべきという点につきましては、私どもは印を置くという想定は全く考えてはいません。

もしこれをやるとするならば、最大が来た場合のときでいいという思いでございます。

なぜかというと、そこら辺は、印をつけてしまいますとそこでとまってしまう という誤解を招くおそれが大変懸念されたからです。

以上です。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

どうも私の言っている意味がよく理解されないのか、また、行政側の主導の考 え方が正しいというふうな認識で答弁しているのか、よく理解できないんです が、3.11以上の津波の想定がされてある。それだったら、なおさら3.11 のときにここまで来ているんだというふうな表示をすることによって、それ以上 になったらこれは大変だという意識を持つわけですよ。行政側のほうで見て議論 したんだけれども、実際にそこに住む人、実際にまたそこに行っている人、そう いうふうな人が、もうここまで来ていたんだとか、この高さで来たんだというふ うなことがわかることによって、避難誘導もスムーズに行くし、放送に対する対 応も敏感になると思うんです。何で変なほうまで解釈するのかなと。

私は、特に二川目町内会にあっては、それを風化させないためにもちゃんとそういうふうなものを表示しておいて、その地域の住民のほかに、いろんな海浜公園に出入りがあります。そういうふうな人方に対しても表示しておく必要があるのではないですか。

やはり、金がないとかそういうふうなことじゃないでしょう。基金もあるんだし。何でそういうふうな活用して、目線をもっと下げてこの仕事に当たらないのかという、私は疑問ですよ。これは、その対策室のほうの課員の意見だというのであれば、私は町長から確認しますけれども、私はぜひこういうふうな形で、海抜表示についても、浸水の表示についても、町長からぜひやるというふうな答弁をいただきたいと思うんですが。

柏﨑委員長

町長。

町長

(成田 隆君)

今確認しましたら、二川目からも町内会代表あるいは被災者代表ということで、数名の方々が出て会議を開いて検討されたということですので、その方々のご意見も踏まえながら、また改めてやったほうがいいのかどうか、議会ではこういう意見が出たということですので、そういうことも伝えながら、次の機会でも相談してみて、その結果をまた検討課題としたいと思います。

柏﨑委員長

平野委員。

平野敏彦委員

私も町内会の役員をやっていますけれども、町内会の総会が先般あったんですけれども、その前のときにもこの部分については会議で諮っていません。説明もありません。

会長は、その役員になっているのはわかっていますよ。会議に、じゃ100% 出席しているのかどうかというふうなのを私は知っていませんから、そういうふ うなこともあります。構成員になっているから全て意見が反映されているという ふうな解釈は、私は当たらないのではないかと、そう思います。 やはり、その実態をちゃんと見てもらって、私は津波が去った後の草が松林の中に引っかかって、ここまで来たんだなというふうなものを見たとき、これはぜひこの場所を明示しておかなければ、これは大変だなと。全然その海抜表示だけでは危機感とかそういうふうなものは生まれないのではないかと思っていますので、町内会会長からもまた会議やりますから確認しますけれども、ぜひ私は表示をしてもらって、特にあそこは海浜公園があるわけですから、町長からもぜひ一考されるように要望して終わります。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

馬場委員。

馬場正治委員

ただいまの平野委員の意見に賛同するものですけれども、基本は、当町も甚大な被害を受けていますので、3. 11の経験を生かす防災対策が大事だと思います。それを表示をつければ3. 11にでもここまでしか来なかったんだからという、何でそういう考え方を持つのかというのがまず理解できないことが一つ。

それと、先ほど防災安全推進室長の答弁の中に、公共施設25カ所につけたと。 その公共施設という捉え方を推進室はどのように考えているのか。

例えば、私が先ほど疑問に思ったのは、二川目生活館、藤ケ森生活館、こういったものは町が管理しています。建設も町が建てています。使用目的は集会施設です。旧百石地区の集会所は、ほとんど町が全額で建てて、町が管理しています。それは、町の公共施設として捉えて、今回の海抜表示を設置したのかどうか。旧下田町は、ほとんどの集会所は地元負担になって、町が補助金を一定の計算で払って、地元住民も分担金を負担して建てています。それは公共施設ではないという捉え方なのか。

私は、全員協議会の説明を聞いて、町の公共施設につけますと言ったから、当 然三田会館にもつくもんだと思って、いつつけるべと思って待っていましたけれ ども、そこをはっきりさせてもらいたい。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長 (中野重男君)

結論から言いますと、言葉の使い方が誤っていたということでおわびしたいと 思います。

まず、公共施設、もちろん集会所関係もそのとおりの認識でございます。もっと具体的に申し上げて、例えば、百石小学校とか甲洋小学校の施設というような 説明の仕方をしていれば誤解がなかったと思っております。反省します。 柏﨑委員長

馬場委員。

馬場正治委員

そうすると、今回の250個の中には二川目生活館、藤ケ森生活館等、町が管理している地区の集会施設にはつけていないと、電柱を優先したということで解釈していいですか。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長

お答えをいたします。

(中野重男君)

一川目生活館、二川目生活館、明神山コミュニティセンター、深沢コミュニティセンターにもつきます。

柏﨑委員長

馬場委員。

馬場正治委員

それは、差別ではないですか。はっきり言って。どれも集会施設ですよ、地区の。あなた方職員だけが、いわゆる年度中にやると約束したから、じゃ町の集会施設、町のリストにある町が管理している集会施設だけを選んだのではないですか、実態は。

町内の代表とも協議した。それは一部地区の町内会の代表だけですよね。その 会合あるのも一切聞いていません。姿勢を疑いたくなります。今後の姿勢につい てどのように考えているか。町長含めて答弁を願います。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長 (中野重男君)

今回の事業を実施するに当たって、海抜表示をする事業でございますが、浸水 地区につきましては細やかに、あとの陸上あるいはそういう形のほうにはちょっ と荒くなりますよという説明をさせていただきました。

それらも踏まえて、馬場委員おっしゃる施設関係を特定の部分に選んだということは差別ではないかと言われると、私どもはそういう考えは毛頭ございませんし、この程度の適当な数字を、先ほど申し上げましたように、適当な数字を出すためにも非常に難儀した部分でございますが、改めてご説明させていただくと、あえてここは必要だ、ここは必要でないという判断ではなくて、海抜表示全体の設置について、この数字でこの場所でこの電柱でという形を全体の目で見た形になりますので、委員おっしゃるような、そういう差別的な考え方では一切考えて

いませんでしたので、ご理解をいただければと思います。

柏﨑委員長

副町長。

副町長

(西館芳信君)

全体押しなべて、この復興計画そのものについては、そういうふうに今馬場委員おっしゃったようなことじゃなくて、あくまでも浸水地区、確かに旧百石のほうが優先的に見えるのかもしれませんけれども、3.11の被害の実態に即して、まず津波面が優先されているということは否めないことでありますが、決して差別でないということを了承していただきたいと思います。

柏﨑委員長

馬場委員。

馬場正治委員

決して差別はしていないということですけれども、ほっといたしましたけれど も、全員協議会のときに、250個という考えられた数、これが浸水地域をまず 重点にという説明が十分なされていれば、私も**楢**山委員も、このような質問はな かったと思います。

それと、先ほど、今後ある程度数がまとまればまた追加でという答弁がありました。その数がまとまればというのは、要望があればというふうに、非常に上から目線での答弁なんですね。自分たちどこに必要なのか。県が発表した浸水区域を見れば、どの辺まで及ぶのかというのは、24メートルが来ればわかるわけですよ。自分たちで最低ここはつけなければいけないというところをやった上で、さらに要望があればということではわかりますけれども、ある程度数がまとまれば、また予算を組んでという答弁は、欲しいところは要望しなさいみたいに聞こえます。その辺を、今後の持っていき方をお聞きしたいと思います。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長

馬場委員にお答えをいたします。

(中野重男君)

そういう上から目線の捉え方をされれば、私の説明が足りなかった、努力が足りないというふうになるかと思います。

基本的には、行政として的確な数字ということではなくて、それらの意見を踏まえて、妥当な数字が出てくれば、私どもの判断とさせていただいて、皆さんの需要とバランスを考えながら判断をさせていただきたいと。よろしくお願いします。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

髙坂委員。

髙坂隆雄委員

時間も大分押していますので、簡単に質問させていただきたいと思います。 101ページであります。委託料のところであります。

吉村委員もここで質問されていましたので、もしかすると重複するかもしれません。

まず、その前に、今の海抜表示の件でありますが、先日、文書が届きまして、 こういったもの、ありがたいことです。

けれども、やはり、手の内を明かしていただけないというのがあるので、先ほどの質問なんかになっているのかなと思います。

2月25日の全協で、私が海抜表示の提供の要望をした。それに基づいて、これを送ったということで手元にあるんですけれども、これをその全協のときに皆さんに提示していれば、どこが足りないなということがわかるのではないかと思います。そういった意味で、手の内をもうちょっと明かしてもよろしいのではないのかなと、こう思います。

そこで、次に、委託料についてでありますが、雨水のところは結構です。津波 避難タワー建設工事実施設計委託料と、下の百石道路の工事実施設計委託料、こ れはもう既に設計に入るという委託料ですので、理解いたします。

今後、多分入札等で業者が決まるのだろうと思います。

その次の避難計画定着化方策検討業務委託料と大規模避難施設整備構想調査 業務委託料、ここの内容をもうちょっと詳しく教えていただきたいなと。それか ら、委託先が決まっているのかどうなのか。まずそこをお知らせいただきたいと 思います。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長

(中野重男君)

髙坂委員にお答えをいたします。

まず、全協のときにもう少し細かく丁寧にというお話でございました。以後気をつけたいと思います。

2点目の避難計画定着化方策検討業務委託料につきましては、全く委託先はまだ決まっていません。それから、事業の内容ですけれども、復興地域づくり計画ができましたので、避難方法など、ある程度目に見えてきました。 L 2 対策ということでまとめて、それらをじゃどうやって実際やるのかということを、今回はモデル地区を選定して、母体を自主防災組織なりあるいはまた別な組織が出てく

れば別ですけれども、今の構想では、一応モデル地区を設定して避難方法をきちんと区分けしながら、いろんな逃げ方、弱者対策も含め、男女の視点も含め、それらを実践的にやってみて、課題も抽出しながら、他の地区への避難方法へのあり方をきちんと確立できるようにするための事業でございます。

2つ目でございます。

大規模避難施設整備構想調査業務委託料でございますが、私どもが説明いたしましたが、一川目、一の川をもって南側、これらについては甲洋小学校及びいちょう体育館などがございます。百石小学校もありますけれども、そういう収容施設、今、いちょう体育館、甲洋小学校と2つありますが、それらのバランス、それから、四季を通じての逃げ方を想定すると、余りにも浸水範囲がL2だと広いということで、約8,000人想定をしています。

それらのことを考えながら、大きな収容施設のバランスあるいはそれらも将来的なことを踏まえながら、課題として検討すべきだということをきちっとうたっています。それらの実質の調査をきちんと検討調査をして、これから交付金事業がもし使えるような場合があった場合、あるいは経済対策として財源が出てきた場合に備えるのもありますけれども、我々としても、将来を見据えた形の再編、施設の計画などを含めて、大規模なものを想定しながら、今、調査検討して課題を抽出したいという思いの事業でございます。

業者については、まだこれは全然入札等を考えておりますので、考えておりません。

柏﨑委員長

髙坂委員。

髙坂隆雄委員

最後の質問になろうかと思いますが、もちろん必要があれば業務委託して結構だと思いますし、ただ、避難計画にしろ、または防災計画にしろ、今回の大きな震災があった後での町の計画でありますので、やはり一体化した考え方がなくてはならないなと思っています。

2つに分けるのも結構でしょうし、または額が倍になったとしても1つで1つの業者に1つの方向性を出してもらった内容の業務委託もいいかなと思ったので、質問をいたしました。

今、総務課の中には、防災安全推進室があって、そこには防災危機管理専門員 もおるわけですから、町としてどういう防災に努めるかというものに主眼を置き ながら進めていただければ幸いだと思います。

その辺もどうぞよろしくお願いします。

柏﨑委員長

防災安全推進室長。

総務課防災安全推進室長

貴重なご意見ありがとうございます。

(中野重男君)

もちろん、町が主体ということではなくて、町民とともに話をしながら、一緒 につくってまいりたいと思っております。

柏﨑委員長

次に、佐々木委員。

佐々木光雄委員

9款の19節の中に自主防災組織、ちょっと歯を悪くしておりますので、聞きにくいと思いますけれども、どうも今、苦言を理事者側に呈したいと思うんですよ。やはり、議員は議員なりの意見を述べておりますから、嘘でもいいんですよ。検討しますよというぐらい答えてくださいよ。ああだこうだで長く長くばっかしなってしまって、どうしようもない。(「 (聴取不能) 」の声あり)いやいや、「検討をします」と言ったら、当然検討しなければならない。防災課一つだけの問題じゃないんですよね。全体の協議の中でやるんですよ。2番議員に対しても、「警察はだめだと言っていた」と。「あんたが行ってきなさい」とかね。まずいですよ、これは。

3番委員もここまで来たんだけれども、それ以上のものがこれは来るかもしれないし、まだ来ないかもわからない。やはり、表示しなさいよと言ったら、自主防災組織もちゃんと立ち上げておって、ここに予算をとっておりますから、その自主防災組織の中で再検討しながらやるんだと、そういう答弁が返ってくればわかりやすいんですよ。こんなに時間もかからないんですよ。長々と並べておるからこうなる。やる、やらない、検討する、しない、その辺でできるんですよね。全協も開いてみんなに地図も渡しておりますから。素直にもう少し答えたらいかがですか、皆さん。各ひな壇にいる皆さんよ。そうしないと、議事進行はこうなるんですよ。もう少し慎重に言葉を選びながら、お互いに議会は議会なりに発言しているはずですから、その辺も踏まえて答弁を要望しておきます。あしたのためにも。

柏﨑委員長

町長。

町長

ご指摘甘んじて受けます。

(成田 隆君)

明日以降、気をつけます。どうも申しわけありませんでした。

柏﨑委員長

ほかに質疑ございませんか。

(委員席)

なしの声

柏﨑委員長

なしと認め、第8款から第9款までについての質疑を終わります。

お諮りいたします。

本特別委員会における付託議案審査については、ただいま審査している議案第 2.7号、平成 2.5年度おいらせ町一般会計予算についての歳出、第 9 款までとし、歳出、第 1.0 款からの審査は、1.5日、引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(委員席)

なしの声

柏﨑委員長

異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の付託議案の審査は、そのように取り扱うことに決しました。

これで、本日の会議を閉じます。

あす15日の予算特別委員会は、引き続き本議場において午前10時から付託 議案の審査を行います。

本日の予算特別委員会は、これで延会といたします。

事務局長

修礼を行いますので、ご起立願います。

(袴田光雄君)

礼。

(延会時刻 午後 5時51分)